

平成25年 9月20日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	佐 藤 勝 義
民生部長兼 福祉事務所長	山 田 英 夫	開 発 部 長	石 川 敏 彦
教 育 部 長	服 部 忠 昭	総務部次長兼 総務課長	村 瀬 美 樹
総務部次長兼 防災安全課長	伊 藤 久 幸	民生部次長兼 健康推進課長	服 部 誠
民生部次長兼 福祉課長	前 野 幸 代	民生部次長兼 介護高齢課長	佐 野 隆
開発部次長兼 商工観光課長	服 部 保 巳	開発部次長兼 下水道課長	三 輪 眞 士
会計管理者兼 会計課長	渡 辺 安 彦	教育部次長兼 生涯学習課長	八 木 春 美
監 査 委 員 長 事務局長	松 川 保 博	財 政 課 長	石 田 裕 幸
秘書企画課長	山 口 精 宏	税 務 課 長	伊 藤 好 彦
収 納 課 長	山 守 修	市 民 課 長 兼 鍋田支所長	平 野 進

十四山支所長	花井明弘	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
土木課長	橋村正則	都市計画課長	竹川彰
学校教育課長	立松則明	図書館長	奥田和彦
代表監査委員	片岡明		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	浅野克教		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第3 同意第4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 議案第42号 弥富市子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第6 議案第43号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第44号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第45号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第46号 平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 認定第1号 平成24年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第2号 平成24年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第3号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第4号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第5号 平成24年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第6号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第7号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

（追加提案）

- 日程第17 議案第47号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第18 発議第3号 弥富市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

- 日程第19 発議第4号 蟹江警察署建て替えの早期実現を求める意見書の提出について
- 日程第20 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第21 発議第6号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について
- 日程第22 発議第7号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第23 発議第8号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第24 議員派遣について
- 日程第25 緊急質問について
- 日程第26 閉会中の継続審査について

~~~~~  
午後2時05分 開議

議長（佐藤高君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、横井昌明議員と堀岡敏喜議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第3 同意第4号 教育委員会委員の任命について

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（佐藤高君） この際、日程第2、同意第3号から日程第4、諮問第2号まで、以上3件を議題とします。

本案3件は既に提案されています。

これより同意第3号の質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（佐藤高君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

次に、同意第4号の質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（佐藤高君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

次に、諮問第2号をお諮りします。

本案は、市長の推薦のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり決しました。

~~~~~

日程第5 議案第42号 弥富市子ども・子育て会議条例の制定について

日程第6 議案第43号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第44号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第45号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第46号 平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 認定第1号 平成24年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第2号 平成24年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第3号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第4号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第5号 平成24年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第6号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第7号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（佐藤高清君） この際、日程第5、議案第42号から日程第16、認定第7号まで、以上12件を一括議題とします。

本案12件に関し、審査結果の報告を各委員長より求めます。

まず伊藤総務委員長、お願いします。

総務委員長（伊藤正信君） 総務委員会に付託されました案件、議案第43号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第3号）の1件であります。

本委員会は、去る9月12日、委員全員と委員外3名、あわせて市側から市長、副市長、総務部長、関係部課長の出席のもとに審査を行いました。

まず、市側より附帯事項の審査について、議案第43号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第3号）が財政課長より、7月に本年度の額が決定されたことによる地方特例交付金普通交付税の補正、今回の補正予算の財源の調整をしたと説明がありました。そのため、財政調整基金へ繰り入れ、続きまして、委員からの質問といたしまして、当初予算で財政調整基金から3億500万円繰り入れたが、6月7,000万、9月1億500万の補正の減額がありましたということの、これは繰越金の額を確定し、その分を割り振ったということであるのかということ、さらには減額減額の補正について、それぞれ財政の組み方についても質問がございました。

よって、総務部長から24年度の収支額が決まり補正予算を計上し、財政調整基金と繰越金の合計額で6億円から6億5,000万円以内にすれば、最終的に財政調整基金繰入金はゼロにできると考えている。年度の途中で繰越金が予算より多く繰り越した場合とか、減額補正があった場合等について、財政調整基金を減らすように補正は当初から想定をしています。このような当初予算を組み方が妥当かどうかについては、さらに今後は検討を加えていきたいということであります。

財政調整基金繰入金と繰越金の割り振りはともかくとして、合計額として6億から6億5,000万円以内におさめないと、その年の決算が現金預金を減してしまうということになるという説明でございます。

さらには、委員から市町村分地方交付税算定台帳について、7月に決定し、9月に地方におりてくる、このような状況の中では、早期にその台帳の中身を求めたいということでありました。市側から、それぞれ県等において、その台帳の早く来るべき要請をしたいということであります。

さらに、委員の質問といたしまして、市債で臨時財政対策費が8,000万ほど減っていますが、これを減にするくらいであれば、財政調整基金の1億2,800万くらい残っているから、これを減にすべきであると思うがどうであるかという質問であります。総務部長から、臨時財政対策債というのは、発行可能額が地方交付税と同じように国から決められてきまして、決められた額と当初予算の組んだ額と比較して減にしたいということでございますので、これは財政調整基金の繰入金との調整はできないということでありました。このような質問等を受け、閉め、討論に入りました。

討論はなしということで、全員、総務委員会として、この案件について了承したことを御報告申し上げます。

議長（佐藤高清君） 次に、川瀬建設経済委員長、お願いします。

建設経済委員長（川瀬知之君） 建設経済委員会に付託されました案件は、議案第43号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第3号）の1件であります。

本委員会は、去る9月10日に、委員全員と委員外2名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、市側より、協議事項、付託事項審査について説明を受けました。

議案第43号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第3号）は、農政課長より、人・農地プランに位置づけ、今後の地域の中心となる経営体が、農業用機械や施設の導入などに行う場合の経費を支援する経営体育成支援事業補助金、圃場事業、排水路暗渠等改修事業等に対する補助金としての土地改良事業補助金などの増額補正、土木課長より、市道の区画線の薄い箇所などを整備し、道路の通行に対して、安全性の向上を図るものとしての道路区画線設備工事費などの造成補正の説明を受けました。

続いて、質疑では議員より、今回経営体育成支援事業補助金で支援される1名の認定農業者は、どのような農業経営体なのかとの質問に、市側より、この認定業者はレタス、三つ葉などの水耕栽培、施設トマト栽培を行っていますとの回答などの質疑がありました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で、建設経済委員会の報告を終わります。以上。

議長（佐藤高清君） 次に、小坂井厚生文教委員長、お願いします。

厚生文教委員長（小坂井 実君） 厚生文教委員会委員長報告を申し上げます。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第42号弥富市子ども・子育て会議条例の制定について初め5件です。

本委員会は、去る9月11日に、委員全員と委員外4名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第42号弥富市子ども・子育て会議条例の制定については、質疑で委員より、第2条で委員は15人以内で組織するとなっているが、選任方法はどのように考えているかとの質問に対し、市側より、保育所、幼稚園、学校の保護者、子育て支援に係る当事者を中心に選任していきたい、委員15人のうち2名は、公募で選任予定との回答がありました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第43号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第3号）では、市側より、来年度以降の契約を本年度中に締結するための債務負担としての市営火葬場管理業務委託料、入所者の増加に伴う母子生活支援施設組織ささえあいセンター設立による地域生活支援センター事業などの説明を受けました。

議案第44号平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）では、国民健康保険支払準備基金積立金及び返還金の計上などの説明を受けました。

議案第45号平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、平成24年度分として徴収した保険料等の積算分としての後期高齢者医療広域連合への納付金などの説

明を受けました。

議案第46号平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）では、国・県の負担金支払基金の交付金、市の繰入金に対する精算による過不足の補正などの説明を受けました。

質疑では、委員より、子ども・子育て会議はいつごろ開催予定かとの質問に、市側より、会議予定は1回目は11月頃、それ以降3回から4回、年度内に開催予定ですとの回答がありました。

また、いこいの郷の運営の抜本的な見直し、利用度の費用対効果の問題も含め、検討してほしいとの要望などがありました。

討論はなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上で厚生文教委員会の報告を終わります。

議長（佐藤高清君） 次に、伊藤決算特別委員長、お願いします。

決算特別委員長（伊藤正信君） 平成24年度の決算につきまして、決算特別委員会の報告を行います。

決算委員会は、9月13日9時30分より開催をいたしました。開催に当たりまして、総務部、開発部、民生部、教育部の順で、各部長よりそれぞれ所管する一般会計特別会計歳入歳出の決算主要施策成果報告書に基づいてそれぞれ説明があると同時に、その内容について平成24年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定から平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の7件を一括し、審査を行いました。

具体的な数字等におきましては、皆さんお手元の中に御報告がされていますので、それぞれ一般会計と特別会計を合わせまして、240億1,761万6,854円の内容について審査を行いましたことを申し上げて、それぞれ委員から発言がありました決算についての内容を申し上げていきたいと思っております。

まず最初に、総務関係でありますけれども、個人の市民税が1人当たり平成4年の6万4,714円から、さらに20年では6万182円、そのとき税源移譲の分がありまして、それを除きますと4万7,946円、24年には4万2,948円で1人当たりの市民税は減額という状況になって、それぞれその状況の中でそれを補うべきといいますが、国等を含みながら資産税が増額という状況になっていて、非常にそれぞれの皆さん方の生活、さらには中小企業の苦しさを味わうという状況ではないのかという状況、さらにその状況の中で市長にどのように考えていますかということと同時に、将来の課題についての質問がございました。

市側からとしては、やはりその状況を認識しながら固定資産税の構成比が高く、今後も市街化区域の構成をメイン展開しながら、固定資産税を伸ばしていかなければならない。

さらには、西部臨海工業の企業誘致等を市として進め、そんな状況の中で、将来にある都市計画の中では、都市計画税ということについても意向を、議会、市民の皆さんと考えてい



かなければならないような状況であるという回答がございました。

さらには、海部津島土地開発公社の負担金と土地取得のかかわりはどのような展開かということでもありますけど、総務部は、弥富市は土地開発公社は使うということは想定せずに、土地取得特別会計で対応していきたいという説明であります。

さらには、観光協会補助金の630万は30万としても、やはりそこにおける観光会長という役職とのかかわり、予算とのかかわりについていかなものかという話がありまして、海部津島を含みながら、全体的には津島を除いて首長が観光協会の会長であるという今日的な状況の説明がありました。

さらに、道路の改良費用について地元負担はなくなっていると思うが、どのようになるのかということではありますが、課長から、地元負担はありませんという説明がありました。

さらには、市街化調整区域の排水負担の関係について、1%とありますが、どのように市は考えるかということで、市長は、排水負担金は市全体で考えていくべきだという方向の回答がありました。

さらには、議員から土地購入価格の決定について、鑑定価格で決めると説明がありましたが、そのとおりであるのかという質問であります。土木課長からは、鑑定価格は審査会でもってその決定を行っていくという説明がされました。さらには、鑑定価格の基礎の16%までの裁量権は法律的か、どこで決められたものかということでもありますけれども、このことについては、弥富市市条例でもって定めているという報告がされました。

さらには向陽通線の、10年ぐらいたつが、今後の交渉経過はどうなのかという質問がございまして、さらにはこれはいろいろ方法、皆さん等の力添えをいただきながら努力していくということでもあります。

集落排水公共下水について、なるべく早い時期に、実際の将来負担などにかかわる。一日も早く出していただきたいと、負担がなるということについて、身の丈の計画に合ったものに進めていくべきだと思いますが、いかがですかという質問であります。市長として、膨大な経費がかかることは承知をしています。集落排水事業は、十四山東部の供用開始を平成26年度全て完了する予定であり、公共下水道は日光川下流下水4市2町の足並みをそろえながら進めていきたい。しかし、長期にわたる事業であるので、長期にわたる財政状況であるわけですので、一般会計からどれだけの拠出ができるかということについては、非常に重要な問題と思っています。少し期間が長くかかるかもしれませんが、環境整備のためには必要だということの認識で、皆さん方に御協力をお願いしたいという説明であります。

さらには、介護保険の歳出状況について、介護保険給付と地域支援事業が基本的に介護保険の今年度概要版で説明をされております。介護給付費の合計額に相当するという理解でよいかという質問であります。介護課長からは、基本的には、保険給付費地域支援事業という

のはその計画の中に入っているものでありますという説明であります。

さらに、国庫支出金は見込みでなく、実際に使った額で来るというものですかという質問に対して、課長は、基本的に国庫支出金は年度末までの見込みを出し、12月の段階で決まり、その後の給付によってその差が出てくるということで、見込みといえば見込みでありますということであります。

さらには、教育関係におきましては、今日まで新しい学校、古い学校、いろんな勝手の違いがあるけれども、やはり最小限、トイレ、シャワー室という、学校生活で子供が利用しやすい環境づくりを一日も早く整備するべきではないのかという質問であります。学校教育課は、トイレは学校間ではかなり差がありますが、予算の関係がございまして、少しでも早く整備をしていきたいという回答であります。

そのような委員からの質問を受けまして、審査を閉じ、討論に入るわけでありましてけれども、まず平成24年度弥富市一般会計歳入歳出決算から7件の中で、平成24年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算は承認をするが、その他については反対という討論が三宮委員からありました。その理由は、弥富市はそれぞれ今日まで保育料の値上げ問題、さらには中学3年生までの医療費について、予算上努力はされてきた。しかしながら、今この総合的な財政計画の中で、やはり一般的に市民税が減額になっていく状況の中で、国の国策もあるし、その税のあり方の中で弱者と言われる労働者、生活困窮者等々含みながら、それぞれの中で、そこに陽の当たる施策の実行をさらに進めていくべきだという状況の中で今判断をし、さらには公共下水道や集落排水事業が将来、本当に行政・住民に負担になるということが不明確である、そういう状況の財政計画を基本的に早期に進めるべきだということで、三宮議員が6件について反対がありまして、審査をいたしました。

反対討論を締め切り、採決に入るわけでありましてけれども、2項の平成24年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出の事案を除いて反対でありますから、1件ずつ審査をしてみました。

まず最初に、平成24年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、委員賛成多数ということで認定をし、さらに平成24年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については全員賛成、3点目に、平成24年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、さらには4点目の平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、さらに5点目の平成24年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、6点目の平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、5件につきましては、賛成多数ということで認定をし、審査を終えましたことを御報告申し上げ、さらに三宮委員からは、本会議でもって反対の趣旨について説明をしたいということがありましたので、私のほうからの反対理

由等については簡潔にさせていただきました。

決算特別委員会の報告を終わらせていただきます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

三宮十五郎議員、お願いします。

5番（三宮十五郎君） 私は日本共産党弥富市議団を代表いたしまして、ただいま提案されております24年度決算認定案件のうち、第2号を除く一般会計及び3号から7号までの特別会計歳入歳出決算について、認定を承認しない反対討論をさせていただきます。

1997年をピークにいたしまして、国民の所得は減り続け、働く人々の平均年収は70万円も減りました。最近も勤労者の給与は、14カ月連続で前年を下回っていることが報道されております。雇用や社会保障、福島原発問題など、国民生活の安全・安心に責任を持たない政治の暴走、加えて消費税引き上げの強行が準備されるなど、各地で庶民の皆さんの悲鳴が聞こえてまいります。

こうした中で、子育て支援の強化、特に町時代には、市のような市街化農地の高い税負担に対する生産緑地などの軽減制度もない状態のもとで、都市計画税を取らないことなどを行政の方針として長期に続けてきたことなどが、大変便利な町の割には住宅費が安いとか、あるいはまた国民健康保険税の住民負担を抑えるために西尾張9市で一番の財政支援をするなど、歴代の町政、市政の暮らしの上に力を尽くしてきたことが、弥富町への住民の定住を促進し、現在の市の税収や、また全体に人口や子供が減り続けている中で人口の減少を食い止め、子供の減少も当初の見込みに比べると大変低く抑えることができました。

こうした長年にわたる努力が、東洋経済社が都市データパックということで、20回以上にわたってかなり豊富な資料を駆使して、そして当然人口やいろんな状況が違いますので、偏差値をそれぞれ明らかにしまして比較する、かなり全国的にも権威のある統計を行われておりますが、先ごろこの議会で、弥富市が住みよさの総合ランキングで36位に入っているということが横井議員の方から紹介されましたので、私早速データを取り寄せて見ましたら、本当に詳細な分析を行い、またこれがそのとおりということではないものもあるかもしれませんが、やはり全国的にかなり権威のあるものだというふうに見ております。

以前に、退職された職員の方が、私に弥富の歴代の町長、市長、この周辺の市町の首長さんに比べると、住民の皆さんの声に、あるいは議会の声に耳を傾けるということが、やはりよくできたというふうに私は見ているし、また議会もいろいろ頑張っているというふうに私たちは見てきましたと。こんなときだから何もかもというわけにはいきませんが、やはり福

祉を守るということを、本当に行政の中心課題として頑張ってくださいと言われたことを改めてかみしめております。この議会でも、来年度の保育所の値上げをしないこと、生活保護基準に基づいた市税や国民健康保険、介護保険などの税や料金、また医療費等の自己負担分の減免の基準は、生活保護基準が引き下げられましたが、今後も引き下げずに従来の基準を守って行うことも表明されております。

それでも私たち日本共産党市議団がこの決算認定に賛成しないのは、そうした努力が弥富市を発展させてまいりましたが、その条件を生かし、本当に働く人々の収入、市民の収入が大幅に落ち込み続けている中で、低所得で税や介護保険料や国民健康保険税の負担に苦しんでいる、とりわけ所得の低い皆さんを支えるという役割がもっともっとできる。そして今後、ますます国や県がそうしたことに責任を負わない方向を強めている中で、国民の命と暮らしを守るということが、国と地域を発展させる土台という立場を後退させ続けている中で、弥富市としては、何を重点にしてこのまちを守るかということをめぐる、市長と私どもの見解が、残念ですが幾つかの点で分かれており、一層の努力を強く求めていくという立場であります。

一般会計では、税の公平の名のもとに西尾張整理機構と一体で、取るほうには大変力を尽くしておりますが、もともと貧困等によります滞納などには一定の条件のもとで市が調査を行い、そして滞納の取り立てる、いわゆる強制執行、代行処分を行わないことを決定して本人に通知をし、そうした条件が3年間変わらなければ、その課税延滞金はなかったことにするという制度がありますが、職員不足等の理由もあり、こうした生活に困っている人々への支援が不十分になっております。そのこともありまして、以前は本税を納めれば、延滞金は減額するとか免除するなどの処置が取られておりましたが、現在は最小限の居住用財産、滞納処分の対象にしてはならないという原則もありますが、これさえ取り立てに力を入れていることから、とりわけ西尾張機構が強い対応をしていることから、しかし結果としては市長名で行われるわけではありますが、差し押さえが行われている事例も見られます。固定資産税の減免問題とあわせて、ぜひ法の定めに基づいたものに改善されることを強く求めるものでございます。

子育て支援では、全県の大多数の市町が中学校卒業までの医療費無料制度を実施していることから、他の市町と弥富との違いを強調できるものは、保育料と保育所でございます。とりあえず来年は値上げをしないというような対応ではなく、子育て支援の中の中心策として、しっかりとした方向性を打ち出すことを求めます。

決算委員会でも申し上げましたが、市民の収入が大幅に減っていることと、国の交付税を少なくする対策といたしまして、固定資産税が年々大幅に引き上げられる事態が進んでおります。多くの皆さんが、固定資産税は本当に払うのに苦労をしているということがよく言わ

れており、先日行われました読売新聞の世論調査でも、当面の経済政策の一番の国民の要求は、固定資産税の引き下げということでございました。収入が減り続ける中で、弥富市の固定資産税の税収全体に占める割合は、年々大幅にふえまして、昭和49年の税収全体に占める29.7%、当時は町民税が43.9%でありましたが、何と平成24年度には国の税源移譲だとか、この間の大幅な庶民増税が住民税でございましたが、その上にも固定資産税は56.9%、市民税は31.8%という形になっておりまして、本当に大変な事態、もう負担の限界というような声が上がっております。

私どもは、特に弥富の施策で、市街化農地の町時代に生産緑地などの軽減の制度がないことから、都市計画税をかけないという施策を弥富として進めてまいりましたが、これが農業収入が大幅に低下することとあわせまして、賃貸住宅などを選択することで農業収益の減少を補い、また宅地よりもはるかに高い市街化農地の税金を払う。あるいは相続税を緩和する施策などが進められてきておりましたが、今人口の増加よりも賃貸住宅がふえていることから空き家も目立ち始めておりまして、今都市計画税を考えてほしいということをして市長は申されておりますが、本当にすれば、今でも耐えられなくなっているのに、これ以上事業を続けられないという声が続き、弥富市の活性化の土台でありますこうした施策、都市計画税をかけずに、そうした人たちが農業収入の低下のもとで生業を立てる。あるいは弥富市にたくさんの税金を払い続けるという選択をしてきたこと、また子育て支援等によりまして、暮らしの応援の施策が周辺の都市に比べていろいろ努力をされているということから定住が進んでいること、そしてまた名古屋、四日市方面などに通勤、通学に大変便利なまちだというような条件が支え合って、今弥富の発展がございました。

弥富が、先ほど申し上げました住みやすさの36位になったというのは、私もはっきり言って驚きましたが、要するに全国的に働く人々の収入が減り続け、税収が減り続ける中で、弥富がふえたというよりも減り幅が少なかった。そして、最近またいろんな条件が重なって、幾らかふえていることがこういう条件となった一つの大きな要因でありまして、やはり働く人たちの収入がふえない状況のもとで、無理な負担は避けることこそが今強く求められているということ改めて申し上げ、これまで続けてまいりました諸条件を市がさらに発展をさせて、元気なまちづくりの道をしっかりと進むことを強く求めます。

国民健康保険特別会計では、大変低い国の軽減制度を受けている世帯が37%もある実情を踏まえ、一般会計からの支援を24年度の水準も下回らないようにされること、また介護保険につきましては、生活保護を受ける以外は、ゼロ収入でも年間2万円を超える負担があるわけですが、保険料などとあわせまして市独自の国税だとか、あるいは医療費の自己負担分、介護給付の自己負担分を軽減する制度としてはかなりのものがありますが、実際にはほとんど使われていない大変残念な状態が続いております。制度の有効活用を強く求めます。

また、後期高齢者医療制度につきましては、もとの老人保健制度に一日も早く戻し、一定の所得以下の者は、介護保険等も含めまして扶養家族として負担をしなくてもいい制度をつくるか、また一定の所得、収入以下の者につきましては、介護保険のときに全額免除はしないということを原則にしておりますが、国民健康保険制度の方は、これは全ての社会保険に加入できない人たちを迎え入れるということでは、全額免除、あるいは医療費の自己負担の減額免除も行う保険と社会保障制度を合わせたもので、世界に誇る国民皆保険制度を土台だということを国自身も宣言をしておりますが、こういうものとしての社会保障制度のきちんとした位置づけをするように、ぜひ国や県に対しても積極的な働きかけをされることを市長に求めます。

次に、集落排水特別会計について申し上げますが、計画を立てたときには、今のような料金でやっていけるという説明がされたにもかかわらず、ほぼ全面供用が進んでおります6施設の合計では、電気料金や処理場管理費などの負担は9,000万円でございますが、利用料収入は6,200万円、そのほかに集落排水事業は国や県の高額補助で行われましたので、借金は公共下水道に比べてはるかに少ないものでございますが、それでも年間3,600万円の支払利息の負担を市が行っております。既に使い始めて十数年がたっておりまして、処理場の電気機械設備を更新がそろそろ必要だという時期を迎えておりますが、とても今関係市町でこうした費用負担ができないということで、そのときには公共下水道につないでいく、こういう県と関係市町村の間での協議も既に始められております。

公共下水道会計では、実人数はおおよそ3万6,000人程度の地域を市が整備することになっておりますが、事業費は287億円、うち165億円は借金で、元金と利息の支払総額は256億円にもなる計画です。24年度末の下水道の借金の残高は、集落排水事業で18億円、公共下水道で39億円で合わせて57億円であり、市全体の借金の半分を占めております。南部水道企業が昭和36年から平成24年までの52年間で、現在人口8万8,000人を超えている地域で事業を行っておりますが、総建設費は庁舎も含めて169億円、うち102億円は水道料金以外の費用で負担がされ、81億円を借り入れましたが、24年度末までに50億円を返済し、現在の借入残高は31億円でございます。

公共下水道は、現在39億円の借金に対して、元金は年間4,000万円、利息7,200万円を合わせて1億1,200万円を払うだけで、実際の費用負担は大幅に先送りをしています。26年先の平成50年度には、利息と元金合わせて年間6億7,200万円の負担が予定をされております。最初の管路施設から52年目を迎えます平成65年度には、まだ年間4億5,200万円の元金の支払いがでございます。既に大規模な管路改修が求められておる時期でございますが、そうした費用の準備は一切していないという、おおよそこうした事業を行うものとしては、どう責任をとるかと言われてもとてもとれるものではない計画でございます。一日も早く身の丈に合

った実際負担可能な計画とし、巨大地震と競争しながら、先の見通しのない計画を進めるのではなく、最小限必要なところに絞り込みながら、費用対効果の高い合併浄化槽なども供用するなどの、早期の計画変更を市の財政対策の中心課題としても研究されることを強く求めます。

景気対策というと、借金を重ね、大型公共事業のばらまきではなく、国民の懐、市民の暮らしの向上、根本とした施策への転換をこのまちでできることをさらに強めながら、国・県の政治そのものを変えるための働きをしていただくことを強く思っております。

最後に庁舎問題についても、先ほど決算委員長は私の発言を紹介していただきましたが、簡単に申し上げておきます。

既に新聞でも明らかになっておりますように、今住民監査請求に対して監査委員会が却下を決定いたしました。このまま係争に入り訴訟に発展をすれば、多くの皆さんが防災対策を強く求めております庁舎の建設については大変困難が生じることは、市長も先日の決算委員会でお認めになられたとおりでございます。要するに、今市民の皆さんから出されている問題は、地方自治法で定められ、そして市条例で決めております。交換だとか公共用地の処分、公共財産の処分に当たりましては、高いほうの価格の6分の1を超える場合には、市の裁量ではできないということ定められております。

したがって、市民の皆さんの訴えは、最近の名張の事件の争いの判例等で見ましたように、十分根拠のあるものであり、また監査委員が示しました25年度にこの予算は使わないから監査の対象にしないということは、これもまた当然係争になる問題であります。したがって、市長は市民の要請に応えるためにも、全力を挙げて事態の打開のために努力をするということを決算委員会でも表明をされましたが、真摯に市民と向き合い、市当局と議会も含めて市民の負託に応える、そして関係者全体でしっかりとした努力をされて、一日も早い円満な解決をし、庁舎の必要な建設を進めていただく。また私どもはこういう時期でございますので、どんどん建設単価が上がっております。最小限必要なものに絞っていく、とりわけ建てかえをしないほうの庁舎も、今の保健センター棟や図書館、この区域も含めた庁舎問題についても見直しを行うなどいたしまして、一日も早く、そんなに将来負担をかけない、どっちにしてもかなりの借入れが必要なわけではありますが、将来負担を減らして、市民が安心できる施策のために市長が先頭に立って事態の打開に進められることを強く求めて、討論とさせていただきます。

議長（佐藤高清君） ほかに討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第42号から議案第46までの5件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第46までの5件は、原案どおり可決されました。

次に、認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第2号は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第3号は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第4号は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は、原案どおり認定されました。

認定第5号は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第6号は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第7号は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

~~~~~



日程第17 議案第47号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第4号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第17、議案第47号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、こんにちは。

本日提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第47号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第4号）につきましても、歳入歳出それぞれ2,156万円を追加し、歳入歳出予算の総額を138億8,991万9,000円とし、債務負担行為及び地方債の補正を計上するものであります。

歳出の内容といたしましては、民生費におきまして、新日の出児童クラブ建設事業としての設計監理委託料56万円、新日の出児童クラブ整備工事請負費2,100万円であります。これらに対します歳入といたしましては、地域福祉振興基金繰入金216万円、市債の保育所等整備事業債1,940万円を増額計上するものであります。

以上、提案する議案の概要でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（佐藤高清君） 議案説明は省略させます。

これより、質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

議案第47号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認め、よって、議案第47号は、原案どおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開を3時10分とします。

~~~~~

午後3時03分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第18 発議第3号 弥富市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について  
議長（佐藤高君） この際、日程第18、発議第3号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の大原功議員に提案理由の説明を求めます。

大原議員。

18番（大原 功君） 提案理由の説明をさせていただきます。

地方分権により、市政を取り巻く環境は大きく変化する中、市民の暮らしを守り、市民福祉の維持向上を図るためには、より効率的な行政運営によって、最少の経費で最大の効果を上げる努力が必要だと思います。申し上げるまでもありませんが、このような状況下において、弥富市議会では、市民に信頼される効率的な議会運営を推進するために、平成23年10月に議会基本条例を制定し、議会改革に取り組み、議員定数のあり方についてさまざまな議論を重ねてまいりました。市民の暮らしを守るためには、議会としても改革に取り組む必要があることから、議員みずから議員定数を18から16に削減する議案を提出するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（佐藤高君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありますか。

〔挙手する者あり〕

議長（佐藤高君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 10番 堀岡でございます。

提案者の大原議員に2つほど御質問させていただきます。

この議員定数削減につきましては、一昨年改選前の12月議会でも同様の提案理由で提案をされております。ただし、その際は拙速であると、もう少し議論を深めることが必要じゃないかということで否決をされております。その後、改選を挟みまして議会がかわりまして、議会改革協議会が立ち上がりまして、もちろん報酬削減から議員定数など、さまざま議会活動改革についての議論を進めてまいりました。その中で、議員定数に関しましてはまだ議論の最中でありまして、結論が出ないまま、ここに議員の有志による発議に至ったということに関しましては私は残念だと思いますし、議員個人としましては納得のいかないところでありますが、この発議に至った経緯をもう少しお話しただけたらと思います。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） 申し上げさせていただきます。

先ほど申し上げたように、議会改革の中で、弥富市の基本条例をつくったのは、弥富市に住んでいただきたい、そしてまた議会活動もしたい。多くの方が滞納、あるいは下水道の支払いの苦しい方とか、弥富市の中でも、生活保護者の方も4月1日現在で255人、世帯数で

197世帯、母子家庭の方も290世帯見えるわけでありまして。また、弥富市の中でも300万円以下の方もかなり見えるわけです。実際にすると1万8,280人という方が年間所得300万以下ということでありまして。議会の皆さん方もわかっておりますけれども、報酬もかなりの金額で受け取っているわけでありまして。こういうのを見れば、この300万以下という人はかなりの人がえらいということでありまして。

あなたの支持者の方も私はよく知っておりますから、聞くところによると、かなり私らも生活がえらいと。とにかく服部彰文市長に任せただから、やっぱり行政をやっていたくためには、道路整備、あるいは庁舎、保育所、先ほど出た児童クラブ、こういうのもやっていただいて、そして安全性にある、そして弥富市にいたい、まちづくりをしたいと、そういうことで提案をして、そして2名減らすことについて私が思うには、大体年間に2,000万ぐらい浮くんじゃないかなと思っております。これは報酬と、予算書あるいはいろんなものを市がつくるやつが減るということもあって、私はそのぐらいに計算をして、ここに18人を16人ということに提案をしたものであります。以上。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 提案理由は、前回の2年前の提案の最後、大原議員は賛成という立場で同じ思いだったし、その当時も全員協議会等では同じ趣旨の発言をされていたことは十分承知しております。だからこそ議会改革協議会では、そういったことを本当に検証していかないと、その上で決めていかないといけなかったんじゃないかなと。僕は二元代表制のもとで、市長も同じく市民から選ばれた中で市行政の最高責任者として市政を運営していく上で、議会も18人という合議制の中で、本来は市長と対等の立場でなければならないわけです。そのための議会協議会があったのに、その議論が決まらんうちにこういう発議がされたということに対して私は残念だと申し上げています。

ですから、削減ということが結果的に決まったのであれば、それに私は反対するつもりはありません。やたら削減ありきで話が進むことに危惧はしていましたけれども、結果的に削減に至ったのであれば、それに反対するつもりはございません。ただ、議会改革協議会という中で合議制を保っていく、改革していこうという中で議論が続く中で発議が出てしまったということに関して、かなり残念に思います。本来であれば、報酬のときも51対49でもいいんですよ。議会改革協議会で議論が煮詰まった。そこで採決をとって、仮にさっきも言いました51対49で決まったと。それに対して右往左往もないじゃないですか。そういう形をぜひとっていただきたいかったというのがまず1つであります。

先ほど財政の厳しさと、これは全国どこでもそうでございます。だからこそ市民の代表である議会というのは、市民の民意、今本当に苦しんでいる方もたくさんいらっしゃいます。お金のこともあるし、家庭のこともある。また人間関係のこともある。体のこともある。

また高齢者ということもある。そういう民意をたくさん聞かなきゃならないわけでしょう。そういう聞かなきゃならないという一つの責任を議会は背負っている中で、じゃあ定数という問題になったときに、財政の問題もそうでしょう。聞くという本当の議員個人の活動のことも考えていかなきゃならない。そういう議論がこの1年余りできたかどうかといいますと、私ははっきり言って煮詰まっていないというので、すごく残念です。

ですから、後でまとめはまたしますので、そういう思考で今回、大原議員は提案をされたわけですけれども、そのことについては何ら議会の手続上不備はないわけですので、ただ、残念だというのは議会改革協議会、合議制の中で一つの結論を出していただきたかった。その旨をお伝えして、私の質疑は終わります。

議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方。

〔挙手する者あり〕

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 4番 那須英二。今回の定数削減という条例の一部改正についての発議に対して質問させていただきます。

まず、提案理由の中に行財政改革及び社会情勢の変化に伴いと、これが主な理由となっておりますけれども、提案者の考える行財政改革とはどういうものでしょうか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 議会改革というのは、旧の十四山村でも全員で委員会をやったりしたことも聞いております。また、そういうことをすることによって、弥富市の場合でも、3つある中を2つにするとすれば、職員についても少し余裕が出てくる、あるいは光熱の費用も少なくなる。こういうのを含めて、議会の改革として市民から尊敬される、そしてまちづくりを本当に議員がやっておるということに評価をされると思っております。以上。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） ちょっとよくわからなかったんですけども、まず行財政改革といいますと、財政がどうしても苦しいというところで、その対応をとということで財政健全に向けての改革だと思われま。そのために、議員のほうを減らせということで提案されていると思いますけれども、例えば一般質問でも横井議員が出された住みやすさ度ランキングのほうで見ると36位と。この中の分析によると、財政健全度は全国八百数十市の中でも45位というかなりの上位の部分で、財政力といえば14位という高位な部分にあるんですね。その中で、じゃあなぜここ弥富市が財政が苦しく、議員を減らすまでに至っているのかというのが、私としてはどうにも理解しがたい部分があるんですけども、そういった部分の財政力においてどんな見解を持ってこの発議に至ったかということをお教えいただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 那須議員も御存じのように、今、国民健康保険についても本当に厳しいから、一般会計から1億7,000万という金が支出されておるわけです。私どもは会社をやっておりますので、実際にすると厚生年金を払っております。その税金に対しては、普通は一般会計については事業目的のものであって、国民健康保険にそれを積み足すという目的の税金ではないということね。そのくらい市民の方が国民健康保険に対して負担、これは収入もあるんですけれども、その負担というのが払えない。こういうのを含めて、国民健康保険の加入者は4月現在で1万1,751人、7月現在で滞納の方は1,220人、これだけの方がおるんですね。だから、そういうのを今の服部彰文市長が優しいということで、一般会計から、あなたたちが一般質問をやって繰り入れておるわけなんです。

だから、私から言えば、そういう人を少しでも助けてあげたい。そういうので市民税を払ったり、あるいは事業税を払ったりして、その中で弥富市の健全の財政運営をしていただくということの目的で提案をしたものであります。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） それであるならば、私としては、むしろ逆に、市側としては中期財政計画、これから総合計画も出される予定というふうになっておりますけれども、基本的には国保財政の繰入金に関しては削減したいという方向で発言されておりますよね。それをとめてきたのは議員ということでございますので、やはりそうした議員がいたからこそ、市民にとってなるべく負担の少ないような税金の納め方や、軽減制度、減免制度などもつくってきた、こういった経緯がありますよね。市民のためにというのであれば、よりよい市民の声を反映するためにも、やはり議員の力というのは欠けてはならない必要性のあるものだと私は考えておりますけれども、それについてはいかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） お答えいたします。

経済の関係だと思っておりますけれども、今あなたが言われる、消費税も来年4月1日からということに大体決まりはあります。この中で、提案をする以上は私もいろんなことを調べました、経済を。トヨタ自動車の場合は、来年度は約30万台の車を減産します。そうすると、弥富市の中でも自動車関連の事業をやってみえる人はかなりあります。こういう方を比べると、今ここで議員がこういう定数を下げて暮らしを守ってあげたい、こういうのが一番大事だと思っております。以上。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 議員が少なくなればよりよい市民サービスが行えるというのは、根本的に間違った発想だと私は考えております。

そして、今どんどんと議員や公務員などが減らされたおかげで、例えば公務サービスにおいては対応がおくれたりですとか、減免サービスの周知、本当は親切丁寧に市民の方に知らせて、そのサービスを利用していただくようなことが必要と、求められている。そういった部分で、例えば昔の税金の収納に対しても、小まめな相談が乗れたと私は聞き及んでいるんです。ところが今どんどん減らされて、そういった対応ができないがために、余計に市民にとっては大変な状況が生まれて、ともすればいきなり滞納整理機構から電話が入り、差し押さえが来るようなことも聞いております。そうしたことにならないように、やはり私は公務員もしかりですけれども、議員としても、削減ありきというのは基本的には違うんじゃないかなと思っております。

特に議員のほうで言えば、こうしてどんどんと議員が削減されたことによって、政治に対する市民、広く言えば国民の政治離れが起こっているわけですね。国民の声が、市民の声が、議会として行政に届いていないと。これがやっぱり基本的な、今までつくり上げられたこの間の政治に対する大きな不信感となっていると私は思っております。

そうしたためにも、今議員を減らすわけではなくて、むしろ議員一人一人がその自覚を持ち、市民の声、要は国民の声をしっかりと行政に届けていく役割が必要と私は考えておりますけれども、そうした住民本位の行政をしていくためには、何も削減する方向が全て正しいとは私は思いませんが、その点に関してはいかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 那須議員も選挙前には平島の八幡神社で夜中中、毎日マイクを持ってやられていました。今になったら、平島なんかは那須議員は見たことないというぐらいの人がよくあります。選挙活動をやっておるなら、365日、私どもいろんなところへ旅行に行ったり、いろんなことをしたりして、その地域のことをよく見てまいります。やっぱり議会活動をするというのだったら、それだけの活動がないから、市民からこの定数をできるだけ下げて、私どもの暮らしを守ってくださいというのが市民の願いでありますので、よろしくお願いたします。

議長（佐藤高清君） 那須議員、質疑は3回までとなっておりますので。

〔「3回までじゃないよ、一問一答式になっておるよ、我が議会は」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 3回までですけれども、ただし、議長が許可したらよろしいということ。

〔「一問一答式ということで確認してやっておる、この議会は」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君）　じゃあ根本的な問題をちょっと整理したいのですが、この発議においては、市民からの声がありこの発議に至ったのか。それとも議員が勝手に市民感情は多分こうだろうと思ってこの発議に至ったのか、その点についてはどうでしょうか。

議長（佐藤高清君）　大原議員。

18番（大原 功君）　私も弥富の中ではかなりの事業を拡大しております。いろんな方の家庭の中から聞いて、やっぱり議員が本当に活動していない。先ほど言った年間所得が300万円以下ですから、年金で生活をしております。できたら議員の数を減らして、何とかして、旧十四山と弥富との編入合併のときには16人ということで決まっておりました。そういうふうで、16人ということでしたらどうだということは、私ども市民の方からもよく聞いておりますし、私の後援会も何百人とおりますので、そういうところからも聞いておりますので、御理解をいただけるようよろしくお願いします。

議長（佐藤高清君）　今確認しました。質疑の場合は一般質問じゃありませんので、1人議員3回までと。ただし、議長が認める場合はということでありますので、もう1回だけ認めます。

那須議員。

4番（那須英二君）　繰り返しの問題として、挙げてあと1回ということなので、仕方ないのであれですけども、まず当時合併のときに16と決められていたというふうになったのは、弥富町時代のときにたしか16ということでございました。それから、十四山のほうが合併するというので、その数に合わせるということは、むしろ十四山の意見を丸ごと無視しかねない、そういうところに私は思うわけですが、そういたしましても、やはり弥富町で16だったら、十四山は合併したら、普通はその分だけふやすべきだということで、今の適正が18ということであれば、それはそれでいいのかなと思うんですけども、そういうことで、大原議員が再三言われておりますけれども、市民の困窮と、議員を減らしたからといってそれが解決されるかといったら、それは大きな間違いということで、先ほど申し上げたとおり、もっとむしろ市民の声を、先ほど議員が活動していないということをおっしゃってましたよね。それを見る活動にしていくのが我々のこれからの責務だと私は考えておりますので、そうした意味においても、最初に削減するという方向ではなくて、むしろもっと議員が活動していくような、もしくは見える活動をしていくためにはどうすべきか、これをしっかりと議論を尽くして今後やっていくことが先決だと私は考えておりますので、それについての答弁をお願いしまして、質問は以上です。

議長（佐藤高清君）　大原議員。

18番（大原 功君）　十四山と弥富との編入合併については、当時の佐野村長、川瀬町長、そして私も合併の委員長ということでやっておりました。そのときには弥富市に沿うという

ことでありましたので、18人ということではなくて、16人ということになっておりました。それは議会でも決まっているんですけども、当時、宇佐美さんという方と、ここに見える佐藤さんとの話し合いみたいなもんで18人になってしまったわけですけども、私は16ということで議会にかけて定数を当時はしました。

それと、市がこれだけ大きくなって、あなたも子供さんが見えるかどうかわかりませんが、2年前には弥富市も保育料が約5,800万ぐらい足りないというようなことも聞きました。そういうのを含めて、17年間、保育料も値上げしないということも含めると、やっぱりこれから子育てをしていく中、そういうのを理由として守ってあげたい。そして努力をして弥富に住ませたい、そういうまちづくりを服部彰文市長と議員が一体になってやっていくふうに思っておりますので、そういうものを含めて提案をさせていただきました。よろしくお願いたします。

議長（佐藤高君） 那須議員。

4番（那須英二君） これで質問は終わりたいと思いますが、思いとしては、市民の負担を軽くすると。そのために、行政として、例えば中期財政計画をうのみにせず、しっかりと守るべきところは守るという立場で行けたらいいなと思いますので、その点について念を押させていただきます、質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（佐藤高君） ほかに質疑の方ありますか。

〔挙手する者あり〕

議長（佐藤高君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） この議員定数削減議案の提案に対して、私は変わった角度から少し申し上げたいと思います。

この問題については、昨年のタウンミーティングにおいても市民からの意見も出されており、来る10月31日のタウンミーティングにおいても、きちっと市民に説明ができるようにしていくこと。これが1つには大事なことで私は考えておりますので、その意味において議会としても十分審議し、できるだけ満場に近い賛成による議決を望みたいと私は思っております。

本来ならば議会運営委員会においてできるだけ意見統一を図り、議会運営委員長であります私が提案すべきであります、議会運営委員会において意見の一致を得ることができなかった。以前からの経緯もあり、議員定数として提案者になれる議員もなく、大原議員が提案者となって提案されたことに対しましては、私は大変敬意を表したいと思っております。

意見統一の障害となった原因の一つは、一昨年12月議会において、議員定数18人を16人に減員する議案が提案されて、賛成少数で否決になりました。その議案に対し、現議員では、大原議員と私の2人のみが賛成したのであります。



賛成した理由は、弥富町議会では、定数20人から16人に減員が決定しておりました。しかし、十四山村を編入合併したために突然2人の増員の要望があり、19年9月議会において18人に増員した経緯があります。当時の宇佐美肇議長は、増員に反対していた私たちに、合併直後のため、議会選挙においてのみ限定的に取りまとめを示されたため、私は賛成をしたわけであり、私と取引をしたわけではございません。そういう経過があります。

そのため、弥富町時代の議員定数に戻すために、当時、三浦義美前議員が中心となって、16人に減員する議案が一昨年12月議会において提案されましたが、否決をされました。現在残っているのが、今申し上げましたように、私と大原議員だけが賛成をしたと、こういう経緯であります。

その後も改革協議会において定数問題が協議されてきましたが、定数削減に反対されてきた議員が、今回賛成者に名前が上げられているという不可解な事態となっており、議員間においても明らかにすべきであるという意見もあり、私が代表として質問してまいりたいと思っております。

議員たるものは、みずからの政治理念、政治姿勢を明確に示すことは重要なことでもあります。今回、賛成者に名を連ねた議員は、賛成者になった理由を明確に示すことが重要ではないかなと思っております。そういう点では、大原議員と私は一致をしておるわけであり、

そこで、1期目の方々は、当時はこの定数削減について参加はしておられませんが、お聞きをする必要はありませんけれども、この賛成議員になっておられる中で、武田副議長、小坂井議員、山口議員は、やっぱりこの前までは反対の立場でありながら、今回賛成になられたということについては、いささか疑問も残るわけであり、多少そういう点で、この3人の方は、みずからの今回賛成者になった理由を明らかにすることは、私は議会が、あれが賛成したから、これが反対したからという議論ではなくて、そういう態度を示すことは私は重要だと思っておりますので、3人の方は一言ずつ、ここで賛成に回った原因は示すことが必要だと思っております。

もう一つは、削減数を2人とした、要するに18を16と2人の削減にした根拠というものについては、私は説明される必要があるんじゃないかなと。というのは、当時、議会改革協議会でも私は18を16にすべきだということを何回も説明をしてきましたけれども、十四山が限りない対等合併なんだから16にすることはないという意見が出されておったから、18が16になったこの理由はどうかということをお知らせしていただきたいと思います。

そういう意味で、武田議員、小坂井議員、山口議員は一言自分の見解を示されることを望みたいと思っております。そして、できるだけ満場一致に近い形でこの議案は議決をしていただくようにしてまいりたいというふうに考えておりますので、3人の方に質問をいたします。

議長（佐藤高君） それでは、先ほどの佐藤議員の質問に対して、武田議員のほうから登

壇して答弁をお願いいたします。次に小坂井議員、山口議員と続きます。

16番（武田正樹君） 佐藤議員からの質問でしたので、私も一言お答えさせていただきます。

実際は提案者が言われたとおりなんですけれども、1つだけお答えしたいのは、例えば前回のときに提案されたのが平成23年12月議会だっと思っております。そして、日付的に最終日が12月20日だったと記憶しております。そして、12月21日、翌日が議員選挙立候補予定者の説明会だったと記憶しています。余りにも、当時として私も立候補をしていた関係もありまして、早急過ぎたと考えております。そして、市民の方から、後から私もいろんな意見を伺わないかんということで伺いました。その中に、やっぱり定数はある程度削減するのがよいんじゃないかという意見が多かったものですから、私も今はこういう形で削減の方向に進んでおります。

そして、先ほど佐藤議員のほうからお話がありました2名削減についてですが、私もこの2名というのは、一概に削減だけで数をやるということは問題があるかと思っておりますけれども、実際のところ、ある程度県内の他の市を比較しますと、岩倉、そして人口的にある程度の人数があるところでは18から16というのが妥当ラインではないかと思っております。以上です。

議長（佐藤高次君） 次に、小坂井実議員。

13番（小坂井 実君） 佐藤博議員の御質問にお答えいたします。

去年、おとし、23年12月議会、やはり武田副議長の申されましたとおり、そのとき私は反対をいたしました。と申しますのは、既に選挙が近く、新しく立候補される方は18人という定数を見据えて立候補の準備を既にされてみえたと思います。それに加えて、そのときの選挙では勇退される方が非常に多かった。したがって、今の新人の方が多いというようなことで、勇退される議員が、自分たちは勇退するんだと。自分たちがやめる後の定数を私どもでは削減に賛成はできかねるという意見が非常に多くて、そのときの提案は否決されたと私は記憶しております。

いずれにしても、十四山との合併協議会の中に、議員定数に関しては合併してから協議しようという部分があったと思います。その中で提案されたのが、弥富町は16名で決まっておりますと。十四山も合併して、あとは人口割をすると2名ですねと。その中で、例えば十四山は十四山、弥富は弥富で、1回限りですが選挙区を分けて選挙をやっても、それは違反ではないと、そういうことができますというお話は伺っていました。

したがって、そのときは十四山は2名を選んでくださいというふうに言われておりましたので、16名というのは弥富町のお話でございまして、合併した後は、何ら16名というのは、そのときは私はそれも申し上げて否決に回らせていただきました。しかし、諸般を鑑

みまして、もしかしたら状況が変わっておればそのときに賛成したかもわかりませんが、今回は御提案賛成者ということで名前を連ねさせていただきましたので、どうぞよろしく願いをいたします。

議長（佐藤高清君） 次に、山口敏子議員。

12番（山口敏子君） 12番 山口敏子でございます。

私は、23年12月の選挙のときには、本当に間近だったものですから、賛成のほうに回らせていただきました。それで、その後、議会改革協議会の中で皆さんと相談しながら、その前に、選挙のときに中日新聞さんからアンケートがございました。そのアンケートの中に、私は削減ということで表明させていただきました。ですから、現実にはそのときの削減はどうしたらいいかということは、私の後援会、それから周りの方にそれは相談しながら削減しようというアンケートは出させていただきました。それに対して私は、やっぱり間違ったことはできませんので、削減のほうにこれからはずうっとさせていただく。改革協議会の中の皆さんと御相談する中でも、私は削減する形にとるということでずうっと話を一転させていただきました。

それから、毎年議員にいただく手帳の中に、この愛知県の近隣市町村、私たちと同じぐらいの人口の市町村は、かなり削減の形をとっております。私たち改革協議会のお勉強に行きました岩倉市は15名です。それから、高浜にしても本当に同じような、私のところよりはままだはっきり言って人口は多いです。弥富市は、愛知県の中で一番かわいい市なんです、人口が少ない。面積は広いかもしれませんが、やっぱり人口に対しての、それで一度、平野議員がこういう表を出されました。人口割にしますと弥富は14人になってしまう。ちょっとそれは大変だねと、そういうことの評価も出させていただきました。それを聞かせていただきまして、私は今回、定数は16名、削減するほうの賛成のほうに名前を連ねさせていただきました。そういうことでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） それぞれ見解は述べられたので、できるだけまとまった方向で行きたいと私は思っております。ただその中で、結局2名ということは、弥富町時代に決めたやつに戻そうということは本当は原点でなければいけないかと思うんです。ところが、それぞれの言い分があるから、私はそれは了としておきますが、本当に定数というものが何人が妥当かとか、こういうことは参考意見はたくさんあるけれども、これは神様でない限り、絶対これがこんだだけだというのはわからんと思うんです。そういう中で、お互いに議員同士が襟を正し合いながらしっかりと定数を決めていく、そういう責任があると思いますので、できるだけ満場一致で決められるような方向で御協力がいただけたらありがたいと、そう思っております。大原議員、よろしく願いします。以上です。

議長（佐藤高君） ほかに質疑。

〔挙手する者あり〕

議長（佐藤高君） 伊藤正信議員。

17番（伊藤正信君） 大原議員が提案されたことについて、私は当時議長でした。その当時は当時として、今、議会の役割ということが行政推進協議会等を含みながら、定数は、弥富市の場合、26が最高の数字だったんですね。それで今、なぜ最高の定数が撤廃をされたのかと。私は過日も一般質問で申し上げました。私どもの議会が施策の議論をする、提案権を持つ、あわせて地方行政の格付、審査、そのことも今これから求められておるわけですね。ですから、緊急の課題でもそうですけれども、介護保険の1・2の要支援の問題も、これからどんな形で、市も提案されるだろうが、議会も提案をしていかなきゃならんわけです。そうしたときに、議会の定数ということについて、質問は3回までだと議長がおっしゃっているけれども、これもまた後でその問題は議論しますが、きょうは3回なら3回で結構ですから、まとめて申し上げますよ。

いわゆる民主主義の原理、民主主義の議会のあり方というのは、本来市民の権利です。私が申し上げるまでもなく、これは一般世論の国政の問題、これが1つ。

もう1つ、16名という限定の議論は、当時はそれぞれの財政状況、合併を含みながらあったことだと思っています。しかし、今、私たち議員ははっきり言って財政も課題であります。私たちは、今、人口5万以下だと幾らだと、全国平均の話が出ます。これは32万7,000円なんです。だから、いわゆる弥富市の財政の中で、私どもの歳費について答申をいただくということも決定していただいたわけですから、今はその状況を、1つは、その役割を果たしていく議員としての資格、発議をきっちりしていくことが私たちの役目だときょうまで思っていましたし、今もそのことは変わらない。

そんなことの中で、今回提案されてきたことに対して、私は正直な話が疑義を感じているんです。ですから、市民権の議会のあり方と、もう1つは、先ほどからも言われましたように、私が申し上げますけれども、人口5万以下で議員が平均18名というところが全国で約70%あるということ。愛知の場合は、それぞれの状況があって、例えば15名、16名、私も知っています。その数字は全国で約20%。全国の70%は18名平均です。以上です、20と。このことも、平均の話をするとなんかそういう話になるんです。

ですから、どういうとり方をするかということは、それぞれ提案者の考え方だと思っています。私も議員の一人として、市民の皆さんの意見をどのように聞いていくかということ。今、私も二十何名のときから議員にさせていただきました。大原議員と一緒に、私は4期目ですが、それでも今、市民の意見を聞く私たちは、その立場で地域でも、自治会でも、区でも、耳を傾けながら報告会もさせていただいております。それじゃあ私たちが今議会の中で

どんな議論をするのか、施策をするのか、やっぱり議員としてお互いが切磋琢磨をきちっとしていく。その数字の上に立った議会構成が望ましいんじゃないかというふうに思っています。

ですから、私、議長を1年前もやらせていただいて当時は疑問を持っていましたし、流れの中で地方分権の中で、ますますこれは財政的にも、いろんな形で将来に向かって議員の数も減らしていかなきゃいかんでしょうということもあったが、今後施策をどういうふうに議会が持っていくか、議論をしていくか。条例、今回もあったように、国の法律は、私も簡単に一般質問のときに201本近い、憲法92条にまつわる状況で、地方の行政のあり方から撤廃されたケース、このように私は理解をしておるわけですがけれども、市民に負担をかけてもいかんけれども、だから、負担の割合はわかるけれども、大原提案者には、市民権として議会がどういう形の中での役割かということだけ申し上げた。

私もじっと黙っておろうかなと思ったけど、正直な話、今の情勢は、議会の役割はそれぞれ大きな課題を持っているんですよ。これから弥富市の条例が何本あるんですか。これをみんな検証せないかんですよ、はっきり言って。そのことは、私たち議員も行政側も役割を持っているんですよ。私たちも真剣と提案をしていかないかん。その大きな役割があるから、大原さんに、ややこしい質問でならん質問かもしれんけれども、私はそういう意味合いからして少しお答えをいただければと思っておりますが、今の私の心境と質問であります。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 伊藤議員も長年議員をやられて、とにかく定数を20から16ということについては、民意の反映ということであなたも賛成いただきました。そういうふうで、伊藤議員も、私は今、年はとっていますけれども、よく勉強してみえて、やっぱり民意の反映ということは、財政健全ということをしなないといかんということで、こういう提案をいたしましたので、16人のときには、市民の皆さんの意見を聞いて賛成をいただいたというふうに思っておりますので、そういうことで御理解いただけるよう、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 1点だけ申し上げておきますけれども、民意の反映、市民の代弁者、いわゆる議員としてのそれぞれの平成18年からの流れの中であったこと、少しくどいようですけれども、今は法律改正がされて、上限撤廃がなって、下のほうもありました。だから、10名とはっきり申し上げますけど、どこにあるかというのは木曾岬だけですよ。一、二個しかないんですよ、全国で。これが、全国でそういうところにおけるところは、本来、区の審議会制度だとか、自治会制度だとか、そういうものが裏に肉づけされながら施策の議論をしていく。先ほど堀岡議員も言われましたけれども、私たちは、議員改革をするみずからの形の中でいけば、そういう問題の裏づけを今後どうしていくかと。18名でやれない部分を、審

議のあり方をどうしていくかと。だから、過日も市長に申しあげましたように、審議会のあり方、協議会のあり方も形は変わっている。だから、私はきょうはまだ継続をしていただくことが一番望ましいというふうに結んで、私の質問を終わります。

議長（佐藤高清君） これにて質疑を終結させていただきます。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 10番 堀岡でございます。

私は、公明党弥富市議団を代表いたしまして、反対という立場で討論をさせていただきます。

反対する理由は2つでございます。先ほど質疑の中でさまざま議論がされていたんですが、あれだけ活発な議論が議会改革協議会でされていれば、もっと早くに結論が出た、そういうふうに思います。だけれども、そのときは議論にもならず、1年間、本当に無駄にしたかと、怒りさえ覚えます。一体その合議制はどこに行ったのか。本当にそれがまず一つの理由でございます。

次に、これは12月の討論でも引用させてもらったものなので繰り返しもなりますけれども、せっかく原稿をつくってききましたので、皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

地方自治法第91条の地方議会議員の法定定数についての法定根拠について考えてまいりたいと思えます。

旧自治政務次官で、岡山県知事を務められました地方自治の神様と言われる長野司郎氏が書かれました。逐条地方自治法には、市町村の議会の定数についても、都道府県の議会の議員定数と同様に、市町村においてこれを特に減少する場合を除くほかは、それぞれの市町村の人口に応じて何ら措置を要せずして、法律上、当然に決定されるとあり、これは260項にあります。同条第2項の条例で、特にこれを減少することができるにつきましては、地方自治法の本旨に基づいてこれを解釈し、運用しなければなりません。これは、地方自治法第2条第12項、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと提示をしております。

また、市町村議会等が定数を特に減少できることについて、元内閣法制局長官で、元最高裁判事の大出峻郎氏は、現代地方自治全集3巻の地方議会に、人口の少ない市町村などの場合には、もともと法定定数が少ないのであるから、このような団体にあっては、特に住民の代表機関として議会のあり方及び合議体としての適正規模のあり方の両面からも慎重に配慮する必要があると思われると述べられ、地方自治の本旨の上からは、選挙や議会の定数にかかわる事項は、第2の憲法と言われるほど重要なものと位置づけ、法定定数の減少は、特

に慎重でなければならないと結論づけておられます。つまり、単に人口比較による短絡的な定数削減は、地方自治法の本旨の上からも否定的であるとするのが一致した解釈であるというのであります。

しかし、現在、日本の各所におきまして、近年、まるで競争するかのような定数削減の問題があり、また名古屋市や鹿児島県阿久根市の出来事のような、市長と議会との対立から取り沙汰されている地方議会の状況を見ると、結局突きつけられているものは、地方議会と何なのか、議員とは何なのかということだろうと思っております。

したがいまして、今後の議会及び議員のあり方について考える上で、幾人かの識者の言葉を引用して考察・検証してまいりたいと思っております。

地方自治が御専門の同志社大学大学院の新川達郎教授は語っておられます。

議会と長の二代表制をとる地方自治におきましては、制度的にもともと公選職である市長と議員、すなわち議会と相対立をし、その抑制と均衡によって民主主義を達成させようとするものであるのに、1人を選ぶ市長だけが民意で、議会は民意でないかの言動は、二代表制を理解しないものと言わなくてはならない。ましてや、一方の代表が他の一方のあり方が気に入らないと力を弱める提案をすることは明らかな越権行為であると述べるとともに、これら地方議会と議員に対する批判の背景には、市長に権力が集中している自治体運営制度である首長主義があり、その上に議会と議員の働きが情報として市民の目に見えないことがますます地方自治にとって議会は不要であり、無駄なものに見える傾向が読み取れますと述べられております。

また、鹿児島大学法科大学院教授 小栗実氏は、今日の定数削減などの地方議会の合理化は、1985年の自治省文書、地方公共団体における行政改革推進の方針の策定について、文字どおり、地方議会の合理化を取り上げて以来始まったと証言をし、その地方議会、合理化の問題点を列挙されております。

それによりますと、1つ目に、地方行政の減量化、効率化という観点のみから、地方議会の定数削減を取り上げたことに問題がある。地方議会は、憲法上、地方自治を保障された統治団体としての自治体の立法機関であって、国の国会に準ずる性格を持つものであり、単なる地方行政機関ではない。地方自治は、何よりも住民自治をその本質的な要素とするが、その住民自治の最も中心的な制度として、地方議会が存在することに対する軽視がうかがわれる。

2つ目に、全国の自治体が一斉に中央政府の主導に従い定数削減が実施されていったのは、地方自治の理念と正反対であり、地方自治の形骸化にみずから手をかすことにはなりはしなかったか。

3つ目に、特に定数を減少する場合の根拠となる最少の経費で最大の効果の考え方は、そ

の自治体の経費全体の中で、議会、あるいは議員の役割で実際に節約された効果額がどの程度であって、議員定数削減の経費節減効果額との価値判断の比較について考えることであるにもかかわらず、そのことが検証されず、地方議会の定数削減は、経費節減のシンボリック的役割を担わされたと述べられ、現状の地方議会の危機は、住民にとっての不利益に結びつくと警鐘を鳴らしておられます。

さらにこの危機に際し、地方分権の中で地方議会の役割について、1つ目に、住民からの定数削減要求は、住民からの地方議会が余り重視をされていないサインと見るべき。2つ目に、住民と距離を縮める情報開示や、実りある議会審議の公開などを指摘し、3つ目に、今こそ議会の活性化に取り組むことであると結んでおられます。

これは12月議会のときにも申し上げました。したがって、私たち議員は、こうした識者の指摘や、何よりも市民から出された要望の背景にあるものを真摯に受けとめ、真摯に議会改革、議会活性化のスタートに立ち、市民に見える議会であり、議員活動となるのが先決であると考えます。議会改革のそうした道筋をしっかりと市民に示した上で、さらなる民意を酌み取り、定数削減等の問題を判断していくのが筋ではないかと強く思います。

以上で反対討論を終わります。

議長（佐藤高清君） 次に賛成討論。

〔挙手する者あり〕

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 私は、賛成の立場から討論させていただきます。

弥富市議会は、議会基本条例を市議会の規範とし、議会改革協議会を設置し、議員の報酬並びに定数について議員間討議を重ねてまいりました。私も議員になったときは、定数については現状でよい認識でしたが、議員間討議を重ねていく過程において、行財政改革の観点から、議員の定数は削減をしなければならないという結論に達しました。

理由としては、弥富市において議員1人に対する人口の数が2,408人であり、県内における人口4万人から8万人の市においては最低であります。全国平均では、議員1人に対する人口数は1,970人、また人口と産業構造によって市町村を分類し、同じ分類、いわゆる類似団体において比較すれば、議員定数が18名から20名といった市もあります。

しかし、愛知県内においては、議員1人に対する人口数は平均で3,200人であります。また、西尾張9市 人口4万人から8万人の市ですが においては、犬山市が3,696人、岩倉市3,056人、津島市3,276人、あま市3,324人、愛西市は、現在では2,742人ですが、次回の選挙においては定数が4名削減され、20名となります。その時点では3,240人となります。また、人口及び財政規模が弥富市に最も似ている高浜市においても議員は16名であります。高浜市議会にできて、弥富市議会できないことはありません。議員数が削減された



分、私ども議員は一人一人がさらなるレベルアップをして、弥富市議会として市民の負託に応えていかなければならないことを申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 今、さきに堀岡議員が人口などは定数削減の理由に全くなならないという地方自治の専門家の見解を述べた後に、また相変わらず減らすのが当たり前と、それは人口比だという議論がされておりますが、大変残念であります。

私は、定数問題は、市民の参政権の問題でありまして、議員の身分の保障だとか、そういう問題とは別の問題だというふうに考えております。私は、昭和43年に27歳で町会議員にさせていただきましたが、当時は、私の家内がフルタイムで働いて、私は基本的に専従で議員をやってきました。議員歳費は高卒初任給と一緒にしたから、本当に国民年金の掛金も払えんような状態だったんですが、それでも何とか生活をしながら、子供2人を大学卒業させることが、長くかかりましたけれどもできました。

だけど今、子供を持った若い人たちが働きながら議員をやるとか、そんなことは絶対できん時代ですよ。本当に多様な声を反映しようと思ったら、私は可能な限り参政権のためのハードルは下げるべきだというふうに考えております。今は人口でどんどん切ってるなんというのは論外だと思いますが、いかがでしょうか。

加えて、弥富市政の発展の上で、町議会、市議会が果たした役割というのは極めて大きいですよ。私が議員になったときに、実は弥富が海部津島で保育料が一番高い町でした。なぜ弥富が一番高いか。当時、インフレの時代ですから、保育料の減額したやつを精算する国の基準が年に2回ずつ変わったんですよ。ですから、私が議員になるまでの当時の弥富町は、そのとおりに上げるのが町の仕事だというふうに勘違いして上げておったんですね。だから、海部津島で一番高い状況。そうではなくて、それは、減額した保育料を国が負担する分の精算の基準であって、保育料を幾らにするかは全く市町村の裁量だということを話したら、当時の服部文彦町長は、それからずっと保育料の値上げを、私が議員になってからですから、3年間やらなかったら、海部津島で一番安くなりましたよね。やっぱり、本当に住民の命と暮らしを守るために、ぼっと出の議員が発言をしても、町長はそれに耳を傾けて、住民に耳を傾ける、こういう対応をしてくださったことが、弥富の住民の皆さんにとって大変喜ばれました。

その後、佐藤さんが町長になられて、高度成長時代ですから、どんどん人口がふえて保育所が足りなくなっていて、私たちにしても何とかしてほしいと。佐藤さんは最初、学校をやらなきゃいかんからと言って、頑として保育所はもうつくらんとおりましたが、住民の声がどんどん強まった中で、保育所をつくりましょうということで、この間改築した弥生保

育所、あそこは住民の請願などによって弥富でつくられた保育所であります。

結局、いろいろありますが、歴代の町長、市長は、住民の声が大きくなったときには、その声に寄り添いながら、やっぱり子供のことは本当にこのまちでは大事にしていこうという一種の保守系の人たちも含めた議会の中での合意があったり、さっき大原議員が国民健康保険なんか負担するのはおかしいじゃないかと、経営者の立場からという御発言もありましたが、これも、その前に私が申し上げましたように、民間の社会保険に入れない人たちは、全てを引き受ける。そして、高齢になって働けなくなった人たちを引き受けるという仕組みからいって、当然収入の少ない人たちが入る。そして、医療費が高くなっていくと、生活の質が悪くなればますます病気になりますからね。

もう引退をされましたが、服部金蔵議員が長く議会におられて、議長もずうっと続けたこともある人ですが、この人たちなんかも含めて、他の地域の市町でやっているようなことは、うちの財政がどんなに苦しくたってやっぱりやるべきだということで、保守系の人たちも含めてそういうことに賛成をしながら、子育てや、それから国民健康保険の行政の負担をして、社会保障と保険を統合したものだという国の指示に沿い、市民の利益に双方向で事態の解決を図ってまいりました。

とりわけ弥富の発展を促進したのは、都市計画税を佐藤町長が政治生命をかけてもやりたいと言ったことに対して、これも繰り返しになりますから簡単に申し上げますが、町の場合は市と違って、生産緑地なんかで減免する制度というのはなかったから、どんどん土地の税金が年に1割くらい上がる時代でしたから、これにまた都市計画税をかけられたらとてもやっていけないということで、市街化区域の農家を中心にいたしまして、当時は調整区域の農家の議員の数が多かったんですが、やっぱりそれはもう皆さんの言うとおりだということで、本来なら佐藤町長の鶴の一声で議員が動くような時代でしたが、それでも暮らしを守るという声に押されて、議会の多数は反対に回って、中止して今日の弥富があるわけですよ。

今、岩倉だとか高浜だとかと比較をされましたが、とにかく住みやすさということでいうと弥富は36番目、岩倉は550番台だとか、高浜がたしか二百数十番だったかな、そんな状態。それから、例えば国民健康保険の値上げを抑えるための負担は、去年の10月ごろの県のほうの統計ですから、去年の分は予算だったと思いますが、高浜市が3年間で住民1人当たり2,900円の負担、岩倉市が1万1,776円の負担、弥富市は5万2,117円の負担で皆さんの暮らしを応援するとか、こういうことを、首長もそうですが、議会も市民の声を聞いて暮らしの応援をすると。生活保護の200人だとか300人の人も当然ですが、そうじゃなくて、生活保護以下の暮らしをしておるような人たちもたくさんおられますし、あるいは今は非正規雇用なんかが広がって、働いても満足に家族を養うような収入が得られない人がたくさんおる中で、できる努力を弥富市としてはやってきましたよね。こういう議会です。

だから、人口で決めるとか、そういうことじゃなくて、本当に市民の暮らしの願いに寄り添った施策をそうやって進めてきたことから今日の弥富の発展があるわけでありまして、やはりそういう比較をされるなら、住民の暮らしにどういうふうに私たちが役立ち、そして今言った暮らしのランキングだとか、財政のいろんな指標でも、例えばお金を持っておるといふことからいうと、高浜なんかは物すごく金を持っていますよね。だって、どんどん職員を減らして、市長が経営する派遣会社から人材派遣なんかをやって、そういうことをやってきたところをどうして学ばなきゃいかんのですか。そんなことじゃない、きちんと本当に市民の意見を反映するまちをつくっていくということを考えていただきたいと思います。

せっかく横井議員が紹介されて、私も前からこういうものがあったということは知っていましたが、急いで取り寄せてみて、本当に今日本中の市町がどんなにすさまじい状況に置かれているか改めて感じて、弥富が36位にランキングされるということは、実は1つは弥富市の皆さんの努力もあります、もう一方で全国の状態がどんどん落ち込んで、今の国の政治のもとで、ということの反映でもあります。本当に市民と一緒にこのまちを、みんなの意見が反映されるまちにしていくという立場なら、私は18の議員定数を守ることが一番、少なくとも16にすることよりもはるかに大事なことだということを申し上げて、討論を終わります。

議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を4時35分とします。

~~~~~

午後4時24分 休憩

午後4時34分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第19 発議第4号 蟹江警察署建て替えの早期実現を求める意見書の提出について

日程第20 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

日程第21 発議第6号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

日程第22 発議第7号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第23 発議第8号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について  
議長（佐藤高清君） この際、日程第19、発議第4号から日程第23、発議第8号まで、以上  
5件を一括議題とします。

本案5件は議員提案ですので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 発議第4号の提案理由を説明いたします。

蟹江警察署建て替えの早期実現を求める意見書については、昭和44年建築の蟹江警察署は、  
老朽化、狭隘化が進んでいるほか、防災機能、治安機能及び来庁者の利便性を高めた庁舎へ  
の建てかえが不可欠であることから、蟹江警察署建てかえの早期実現を愛知県知事などに対  
し要望するものであります。

発議第5号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求  
める意見書については、平成26年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定、実  
施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な  
教育予算を確保されるよう、国に対し強く要望するものであります。

発議第6号地方税財源の充実確保を求める意見書については、全国市議会議長会では、第  
89回定期総会において、地方税財源の充実確保に関する決議を行うなど、地方税財源の充実  
確保に向けて取り組んでいます。住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地  
方税財源の充実確保が不可欠であることから、本市議会において、国に対し、地方税財源の  
充実確保を強く要望するものであります。

発議第7号国の私学助成の増額と拡充に関する意見書並びに発議第8号愛知県の私学助成  
の増額と拡充に関する意見書については、私立学校への経常費補助の一層の増額と父母負担  
の軽減のため、授業料助成の拡充など、国と愛知県に対し要望するものであります。

以上、この意見書5件につきまして、それぞれ関係機関に提出することを提案するもので  
あります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（佐藤高清君） 三宮十五郎議員。

5番（三宮十五郎君） 後に佐藤議員の緊急質問も予定されておりますので、簡潔に反対の  
討論をさせていただきます。

この地方財源の充実確保を求める意見書については、基本的にそういう方向で、もっとも地方の財政を保障するというについては別に異議があるわけではありませんが、2番の(1)の地方消費税の充実など税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築するというになっておりますが、確かに地方にとっては、何であれ財源の手当てにしてほしいということなんですが、消費税を導入すれば、かつて橋本内閣のときに、まだ景気が上昇してあるときでも大幅に景気が後退し、税収は落ち込みました。

今では、本当に働く人たちの所得は16年連続で下がり続けてきた。こういう状況のもとで青息吐息の暮らしをしておる人たちに、負担能力がどんどん落ちていく。とりわけ中小零細企業については身銭を切って払う、こういう状況で、そうでなくても大規模な廃業が続いておる中でこんなことをやったら、本当に国の経済も国民の暮らしももともとから成り立たなくなります。

8月26日の消費税問題の世論調査では、予定どおり引き上げは、共同通信で22.5%、毎日で21%、日経は17%、そしてそれ以外は引き上げを先送りするか、上げ幅を小さくする。あるいは上げずに現行維持する、こういうのが国民の声であります。これほど国民の暮らしが急落し、地方がどんどん後退していく。

先ほども申し上げましたように、弥富が住みやすさの全国ランキングで36位だとか、財政健全度では40位台というような状況なんですよ。愛知県では真ん中ぐらいの弥富が全国でこういう状態というのは、どんなに日本の地方自治体が今大変な事態になっておるかということの一つのあらわれでもあると思いますが、こうした中で、消費税に頼るやり方というのは、結局国の将来を危うくし、ますます地方を窮迫させるものでありますので、ぜひ消費税の引き上げをやめ、消費税に頼らない、そしてぼろもうけを続けて課税を免れていたり、あるいは今全国の8つの税務署は、例えばトヨタ自動車の本社があります豊田税務署もそうありますが、自分ところで集めた消費税を全部トヨタ自動車に還付するだけでは足りなくて、よその税務署から集めてきてトヨタ自動車に消費税を返す。輸出をすれば、ゼロ税率になって、それまで中小企業が納めた消費税がトヨタ自動車にそっくり入る仕組みだとか、年間1兆円を超える、毎年そうした輸出戻し税などが行われており、消費税が社会保障に使われるなどというのは名目的で、実際には法人税の減税や、そういうもので日本の財政が窮迫している最大の事情でありますので、力のある人たちにきちんと負担をしていただく仕組みをつくる。そして、大企業や大資産家が、本当に中小企業に比べてはるかに低い税率でしか税金を納めていない実態を改善するように働きかけることを強く求めて、本案には反対いたします。

議長（佐藤高君） ほかに討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、発議第4号及び発議第5号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

次に、発議第6号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

次に、発議第7号及び発議第8号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案どおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~

#### 日程第24 議員派遣について

議長（佐藤高清君） 日程第24、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本案は会議規則第166条の規定により、お手元に配付したとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第25 緊急質問

議長（佐藤高清君） 日程第25、緊急質問を行います。

ここで発言を許します。

佐藤博議員、お願いします。

15番（佐藤 博君） まず最初に、片岡監査委員には大変御多用の中を御出席いただきまして、ありがとうございました。

それでは、片岡監査委員に質問をさせていただきます。

私も政治行政に携わって、36歳のときからでありますので、43年になりますが、今までに全く例のない今回のような超高額な財政支出をしなければ用地取得ができない問題が発生したために、地方自治法第237条第2項の規定を適用して、議会の議決を要する補正予算を議決したということ。さらに、最初から25年度には予算執行しない予算を提案し、議決したという問題等、現実の問題として弥富市にこのような状況が起こっており、そのために、住民監査請求問題に発展したこと等、私は大変恥ずかしく残念に思っております。

今回の住民監査請求、また監査委員会の回答については、市当局はもちろんのこと、私たち議会においても大いに学ぶべき問題が提起されたと私は考えます。

また、危機的な重要な状況に直面しておりますので、尊敬する監査委員各位に質問をしてみたいと思うのであります。

議会において全員が同意した監査委員の方々であり、当然私たちは信頼をし、市民も同様に公正で適正な判断を仰ぐことができると考え、住民監査請求が行われたのであります。申し上げるまでもなく、住民監査請求とは、住民がみずからの居住する地方公共団体の違法、もしくは不当な財政会計上の行為、または怠る事実について、これを予防し、または是正することで住民全体の利益を守ることを目的とした制度であり、不当な財務会計上の行為等があると認められる場合、その地方公共団体の監査委員に対して監査を求め、その行為に対し必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度であります。これは十分監査委員の片岡さんには御理解をいただいております。

今回の請求人は、貴重な税金の浪費を戒め、住民全体の利益を守るために、私費を投じてまで正義感に満ちた住民監査請求を実行されたのであります。しかし、監査委員会は、今回の住民監査請求に対して内容の精査もされることなく、手続上の見解のみで却下をされました。その理由は、まだ予算が支出されない場合は、地方自治法第242条では、相当の確実さを持って予測される場合のみ住民監査請求の対象としているという理由から、市側の一方的な陳述を重視した結論によって却下されたと感じておるわけであり、

その市側の補正予算の提案理由は、会議録から引用されたと私は思っておりますが、新庁舎建設については、愛知県の建築審査会の審査を受ける建築許可をとる必要があり、建築許可取得後は、土地収用等の課税の特例を受けるために収用委員会の事業認定を受ける必要がある。その事業認定の申請に際して、用地取得費が予算に計上されていることが条件となっているため、6月議会で土地購入費、物件移転補償金を含めた新庁舎建設関係の補正予算を提案したと。

ただし、愛知県の建築許可があり、収用事業として事業認定後に税務署との事前協議を開

始するため、用地買収については平成26年度となるため、平成25年度年度末に、土地購入費、物件移転補償金については不用額として処理し、平成26年度に改めて予算計上すると説明しており、平成25年度に土地購入費、物件移転補償金は支出しないことが確認できると。また、市側の方針として、用地買収契約については、平成25年度には締結せず、平成26年度締結の方針であることも確認できたことから、平成25年度に土地購入費、物件移転補償金は支出しないことは明らかであると。したがって、当該行為がされることが相当の確実さを持って予想される場合に当たらないことから、請求要件を満たさないため却下すると、こういうように回答をされております。間違いございませんね。

〔「はい」の声あり〕

15番（佐藤 博君） 自治体の予算は、単年度の予算編成が原則であります。決算も同様であります。最初から本年度は支出しないような予算を提案することもできないし、議決することもできないと、私たちは地方財政法から認識をしておるのであります。

最初に、監査委員会は、25年度には支出しないような補正予算をどのように判断されたのか、この見解を最初に伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 高君） 本日の会議時間は、緊急質問を続けるために延長しますので、宣言をします。

大木副市長。

〔「私は監査委員さんに聞いているんだ」の声あり〕

副市長（大木 博雄君） 済みません、私がちょっとお話しさせていただいてから、それから監査委員から答弁していただきますので、よろしくお願いいたします。

先ほど佐藤議員が言われましたように、会議録のとおりでありますけれども、今回の補正につきましては、まず建築許可をとらなきゃいかん。これはここが不適格建築物ということになっておりますので、まず建築審査会において建築許可をとるとというのが大前提であります。これの日程が、うまくいって年内、12月までかかるだろうという想定でございました。それで、建築審査会の建築許可がおりた後に事業認定をしていただくということになりますが、年内にやっと建築許可でありますので、事業認定については年明けの1月になるというスケジュールで想定をしておりました。

それで、事業認定につきましては、確実に土地を購入するんだという意思表示がないと、テーブルにのせてもらえないというお話がございまして、そういったことから6月議会で土地購入費について補正をさせていただいたという経緯がございまして、したがって、当初予算から計上しておれば、その年度内に処理もできたんじゃないかなというふうに思っております。

それで、先ほどの認定審査会のほうの認定がおりるのは、やはり3月いっぱいかかるであ



ろうというふうに思っておりますので、それから税務署業務に入りますと、本来支出して何とかしたいというふうには思いますけれども、事実上できないだろうということで、6月議会の全員協議会で皆様方に説明をさせていただいて、本来は執行したいんだけど、事実上スケジュール的に無理だということで説明をさせていただいたとおりであります。

今回の土地購入費とか物件移転補償金、そういった予算措置につきましては、将来にわたって使用しない予算であると言っておるわけではなくて、25年度には執行できないため、先ほど言いましたように、新年度で改めて計上させていただくということでございまして、使用しない予算を組んだというふうには、単年度で考えればそうでありまして、将来的にはしっかり執行していこうという考えでございます。

本年度に計上いたしました土地購入費、物件移転補償金の予算を執行せず改めて新年度に計上するという点については、手続上、法律的には問題ないというふうに私どもは考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（佐藤高君） 片岡代表幹事監査委員。

代表監査委員（片岡 明君） 今の佐藤議員の質問にお答えします。

まず第1に、今回の住民監査請求の我々の職務といたしまして、平成25年度に支出しないような予算というのが実際に6月19日の議会説明でありますけれども、25年度は不用額として処理されるというような説明がされておりました。それと今、副市長からありますように、基本的に本年度、平成25年度内において地権者と契約を結んで執行されるということが事実上はないということを市のほうから説明を受けておまして、そういうことを鑑みて、要するに支出があり得ないというふうに私どもは考えました。支出をされないものに対して、前段における予算を計上し、もしくは手続が適法であるかそうでないかということに対しては、我々は見解を述べておりません。

今の佐藤議員の、支出しないような補正予算を組んだことについてどうかという見解ですが、これについては、今回の住民監査請求の中においては、私どもとしては意見を述べる立場にないと思っております。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 問題は、この予算の編成方法が妥当であったかどうか、監査委員さんの使命は、例えば今回のこのものが妥当であるかどうかということは、監査の対象になると思うんです。だから、私が今、住民監査請求の制度をあえて先に読み上げさせていただきました。住民監査請求とは、住民がみずからの居住する地方公共団体の違法、もしくは不当な財務会計上の行為、または怠る事実について、これを予防し、または是正することで住民全体の利益を守ることを目的とした制度であります。

ですから、中身は関係ないということではなくて、これは非常に大事な問題なんです。だ

から、監査請求が出されておる中には、地方自治法、地方財政法のそれぞれ違反ではないかということから、今の予算の執行についてはとめていただきたいと、こういう監査請求だったと思うんです。

そうすると、今の1対1.28とか、あるいは1億530万というようなこういう物件移転補償費というものが妥当であるかどうかということから、これは監査をしてもらいたいと。それが妥当でないとするならば、これはとめていただきたいと。これが妥当であるならば、何も監査請求を出す問題ではないわけなんです。これがまず1つ。

そういうような予算の組み方からして、今私が申し上げたように、予算、決算は単年度なんです。ですから、ことし使うために予算は組むんです。初めから、ことしは使わないけれども、不用額処理をして来年度やりますという予算編成は果たして妥当かどうか、その点については、監査委員さんは、関知するところではないと言われるけれども、一番重要な問題ではないでしょうか。その点、再度お尋ねをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 片岡代表監査委員。

代表監査委員（片岡 明君） 今の御質問ですけれども、基本的に住民監査請求というのは、財務会計上の行為が行われるということが前提になっております。財務会計上の行為が行われるということは、市に対して損害を与えるおそれがあるんじゃないかというようなことに対して我々の住民監査請求に対して回答しなきゃいけないということになると思うんですね。

今回の場合は、支出が行われなかったということですので、住民に対し、もしくは市に対して損害が生じるというおそれはないはずなんです。ですから、この行為に対して、今言った予算の計上がどうのこうのというところまでには、私どもの考慮としては、現在において支出されていない状況においては、もしくは将来において、25年度中に支出されないなら、その行為は我々の見解というか、そういうことを述べる対象にはなっていないということで回答させていただきます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 会議録等を十分チェックされたと思います。6月19日の補正予算（第2号）の提案に対する私の質問に対して、服部市長はこのように述べております。

その条件、すなわち私が再三申し上げておりますように、超高額な土地取得条件ですね。これを相手の方に話をさせていただき、御了解を得たところでございますと、このように答弁しておるんです。これは会議録を見ていただければわかります。ということは、地主と、この条件の合意ができたために予算が提案され、議決されたのであります。

ということになると、万一この条件を遵守しなければ、例えば来年度なら来年度でも遵守しなければ、市側は約束不履行になりますわね。ですから、そういうような手続上の問題ではなくて、内容をきちっと審査していただきたいと、こういうことで出したおるわけなんで

すね。だから、このような条件によって合意に至り、予算が議決されていれば、住民監査請求制度の予防する該当に、当然相当の確実さを持って予想される場合と解釈されるべきであり、地方自治法第242条に該当しているのではありませんかということなのですが、その点はどうでしょうか。

議長（佐藤高君） 片岡代表監査委員。

代表監査委員（片岡 明君） 議事録を私も読ませていただきまして、佐藤議員が今言われたところなんですけれども、ここは、借り地の条件ということが提案されていまして、それに対して市長が、その条件を相手の方におおむね話をさせていただき、御了解を得たところでございますと言われたんですね。

佐藤議員の説明によりますと、その条件の意味が超高額な土地取得条件だというふうに解釈されてみえるんですね。ところが、この前後の文章を読んでみますと、これはあくまでも借り地の話をしてみえる。借り地の話を市長が御了解を得たところでございますということをおっしゃって、その次に、借り地ではよくないんじゃないかというのは議員さんの中で起きているということになっておりまして、文脈を追っていきますと、これは、借り地の話をしていんだというふうに読めると思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） これは交換なんです。交換の条件が決まったから予算を編成したんです。これは間違いのない事実なんです。ですから、1対1.28ですね。これは私は超高額な交換条件だと思っています。また1億530万の中身も、私たちは何回質問をしてもきちっと中身は示されておられません。ごらんいただくとあのところです。一部隣のフェンスとか、そういうものがあるようなんですけれども、あれが1億相当に該当するかどうか、こういうことを私たちは今までも何回も申し上げてきたんです。

ところが、中身はわからないんです。中身のわかっておるのは、今の金額と交換条件ですね。これは鑑定評価によると1対1.28だと。そして、固定資産の評価額でいくと1対1.4だと。これは超高額だと私は思うんです。そういうことがきちとしたから、結局今回予算を組んだわけですね。借り地で予算を組んでおるわけではありません。そういうことは、文面の一体的な流れからおわかりいただけるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

議長（佐藤高君） 片岡代表監査委員。

代表監査委員（片岡 明君） 交換については、確かに1対1.28になるということで、何度も議会で議論されております。それで、その1対1.28というのは、その土地だけを評価したときに、これは不動産鑑定士さんが評価されていますけれども、そのときの値段差であります。最初、交換という前提でいけば、市側の考え方と、Aという今回対象の方ですね。この方の土地との交換をするというときには、単純にその土地だけの評価額で考えるのではな

くて、市がその土地を取得したときにどういう利用価値があるかということでも評価がされるべきだと思うんですね。これは住民監査請求についての、今回のことについては答弁とする必要は私はないと思っていますけれども、ただ私が公認会計士としてこの資料を見せていただいたときに、余りにも今の土地の評価だけで1対1.28ということを言われていますので、本来は、土地というのは利用者がどう評価するかということなんですね。そうすると、今くぼんでいるわけですね、第三者の方が持ってみえる。それが全くきれいな土地になるということで、そのきれいな土地になったときに、弥富市としてはどういう評価になるかということも考慮に入れるべきだと思うんです。それが議論の中で一度もされておられません。これは、税法の交換規定を見ていただくとわかりますけど、単純に時価を評価したときに、そういう差額が起きたとしても、それを取得したときにどのような利用価値があるかによってもそれぞれ判断は変わるんです。今回の場合は、土地の評価をやられるとわかると思うんですけど、角地が取られているわけですね。それが真四角になって、非常に利用価値の高い土地になるんです。

それともう1つは、弥富市の今度交換しようとする土地が、平米当たり25年度の路線価でいきますと7万9,000円です。弥富市の目の前の土地は7万6,000円です。実質的には3,000円しか差がないんです。

それともう1つは、もし弥富市がきれいな土地として買われれば、これは市のほうにも説明したんですけど、相続税の評価方式では路線価を使って評価するんですけど、弥富市としてはちょうど角地にきれいになるわけですね。こういう場合は、また土地の評価が上がるんです。そういうことまで全部考えたところで本来交換ということを考えていただかないかと思うんですけど、私が説明を伺ったところでは、購入してから売却するという手続で税務当局との交渉が始まってしまったので、ここのところまでは正直言って話が及んでいないんですけれども、実際に交換ということで、弥富市側が考える利用価値と相手側が考える利用価値が一致すれば、これは十分交換は成り立つんです。これは現実には、もし来年度、26年度に予算を組まれて執行されるということであれば、そういうところも十分考えたところで検討されなきゃならないということを最初私は考えました。

ただ、今回について言いますと、そこまでは踏み込む必要はなかったので言っておりませんが、1対1.28というのに余りにも皆さんがこだわり過ぎて、形がよくなるということの土地の評価の変更と言ったら悪いですけど、そういうことについては、これは私ども会計士とか税理士とかということだけで言っただけならば、多分路線価で評価するときはこうなりますよということ、ある程度のことにはわかるだろうと私は思っております。

議長（佐藤高次君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 現実の問題として、例えば将来の見込み価格というものは、こうい

う自治体ではなかなか酌みにくいものなんです。それを酌みましたら、結局、後の用地買収も、例えば道路なら道路を買おうとしたときに、ここも道路が来ればこの土地は上がるんだから、だから高く買いましょうというような買収方法は、公共機関ではできません。その現実のもので買収するのが妥当なんです。今、公認会計士であられる先生はそういう評価をされるかもしれませんが、それは、民間サイドだったら、例えば3倍でも5倍でも買う場合もありますけれども、公共の場合には、ここだけそういうように見て、あとはまた違うというわけにいかんのですよ。みんな同じように基準をつくらないかんわけです。

だから、その基準というのは、鑑定評価を基準にしておるんです。ただし、鑑定評価が1社で妥当かどうかということもこれは問題があります。そういう意味からして、今の鑑定評価を基本にするとするならば、鑑定評価を基準にしておるから、今の1対1.28ということが出てきたがために、237条を適用して、市長の裁量の範囲を超えておるから議会の議決が要るんだと、こういうことになっておるわけですね。

だから、そういう今の片岡監査委員の論議だったら、あえて地方自治法の237条の2項を活用する必要はないんですわね。どうでしょうか、その点は。

議長（佐藤高清君） 大木副市長。

〔「ちょっと待って、監査委員さんへの質問。後であなた方にはするでいいわ」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 片岡代表監査委員。

代表監査委員（片岡 明君） 今申しましたように、今回の住民監査請求において、いろんな手続、もしくは条件を一応要求された内容については全部調べました。今私の言った意見は、そのときにこういう考え方が、多分一般我々の民間企業、もしくは会計士とか税理士とかという連中がもし評価したらこうなるだろうという話をしたわけですけど、今回の住民監査請求について言えば、そのことに言及する必要はないもんですから、ただ、考え方としてはそういうこともあり得るんじゃないでしょうかということです。

それから、今言われた不動産鑑定をして、例えば将来のと言われましたけど、将来じゃなくて現実的に購入されたらどうなるかということを私は言っているわけで、将来道路ができたというか、そういうところまでは当然考えは及んでいませんし、そういう考え方もっておりません。

それから、今言った不動産鑑定で購入したらどうなるかということは、市のほうで鑑定がとっておりませんし、まだそういう鑑定のとり方を、佐藤議員が言われるようにしないわけですね。しないということが、要するに、公共の場合はそういうことはしないという法律になってみえるようですので、そのことに対しては、だからしょうがないんだと。だから、こういう条文でこうだと言われますけれども、実質的に土地の時価とか評価とかという場合に、

そういう考え方もあるんじゃないでしょうか。これは我々の考え方としてあるんじゃないでしょうかということをお聞きしたいと思っています。

だから、1対1.28というのを、下がるからどうしてもだめなんだということを当初聞いたときに調べたときには、そういう強い思いを持ったということはありませんので、そのことについては、もし次回、住民監査請求が出ましたら、もっと詰めて、そういう考え方をとった場合にどうなるかとか、いろんなことを考えなきゃいけないということは思っております。議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） そうしたことをまとめて、今回の監査請求の中には、地方自治法において最少の経費で最大の効果を上げるという今の自治法の趣旨ですね。それから、地方財政法においても同じことですね。こういうことで表現はされておりますから、今、片岡監査委員が言われるのは、これは片岡監査委員の個人的な私見と私は思うんです。だから、行政という場合には、自治法の精神に従った処理をするというのが行政を行う基本ですので、その点はお間違いをいただければ私は困ると思うんです。そういうことがあるから、今の精神にマッチをしていないと。だから、監査請求が出たんです。だから、監査請求の本旨というのは、今そういうことがちゃんと基本が示されておりますでしょう、地方自治法、地方財政法が。そういう上で監査請求が出ておるんですから、当然、今言われたようなことは含まれておるはずなんです。だから、それが監査請求の中になかったから、そういうことまで私たちは監査の対象にしないということでは、監査請求を出された方々からすると、これはやっぱり不本意なことになると思うんです。そこまで行くということになると、これは大変な問題になると思います。

そこで、時間も余りありませんので次へ進みますが、例えば中身の問題でどれだけ検討していただいたかということが問題なんです。説明は私がしましたけれども、市側は、収用委員会の事業認定を受ける必要がありますということも言っています。ところが、今回の場合には、私は県庁へ行って調べてきておりますし、直接収用委員にも聞いていますが、全く収用委員会の必要はないんです。そういう点もあります。

問題は、中身について、監査委員の方は全然今回は触れておられんわけですね。中身を触れずに、今予想されないというだけでぱっと蹴られたから、これだと非常に不満が出てくると思うんです。まずそのことを申し上げておきます。

そして、例えば市側は、先ほど大木副市長がちょっと口添えしたんですけれども、土地購入費、物件移転補償費が計上されていなければ、県の審査、事業認可を得ることができないような説明をしておりますね。県側は、25年度に土地を取得する予算という解釈をして、そして検討するという事なんです。だから、初めから県に対して25年度の予算は使用しませんと、25年度にはこの金額は使いませんと、改めて不用額として26年度にやる金ですとい

うことでやったら、今の地方財政法の、今は単年度予算、単年度決算ですから、これは財政法上から間違っておるわけなんです。ことし予算を組んだもの、例えば補正でも、ことしじゅうにこれを活用するというのが前提条件なんです。ことしは活用しないけれども、これは予算を、例えば認可をとるために必要だから組んだと言っても、この予算は今年度中の買収予算だと、こういうようにしか解釈はされんわけです。だから、その点は私も県にもちゃんと聞いてきておりますけれども、県が、もしことし使わないけれども、来年使えばいいというような予算で認可だけとればいいというようなことを説明したとすれば、これは大問題なんです。その点はどのように考えておられますか。

議長（佐藤高清君） 片岡代表監査委員。

代表監査委員（片岡 明君） 今、佐藤議員さんの質問の内容の中で、予算計上を、使う予定のないものを計上するということはどういうことかということだったんですけども、このことについては、当初から、会議録ですけど、会議録を読ませていただいたときに、先ほど副市長が言われたように、これは不用額として使わないんだということが説明されております。事業認定のための用地取得の予算として計上しているんだと、裏づけとして。そういうことが指摘されておまして、基本的にこの予算で使われれば、当然住民監査請求の我々のコメントとして載せなきゃいけないことだと私は思います。

だけど、先ほども言いましたように、これは初めから使われないとやっているんで、その使われぬ予算を計上することがいいか悪いかという法的な判断については、それは予算の計上の仕方からいったら好ましいということではないと思います。ただ、それが違法であるかどうかについては、残念ながら私は現在見解を持っておりません。そこまでの深い見識があるとは自分では考えておりませんので、使われぬという段階で我々の仕事はそこで終わりだと思っております。

佐藤さんが言われるように、もっと幅広く意見を述べるべきじゃないかということですが、住民監査請求の基本が、使って、なおかつ住民に損害を与えるということが前提になっておりますので、そののところまで行っているかどうかというところで私どもの意見を述べさせていただいているということだと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） ですから、私は今の住民監査請求とはどういうものかということをも最初に申し上げたわけです。

住民がみずからの居住する地方公共団体の違法、もしくは不当な財政会計上の行為、または怠る事実についてこれを予防しということなんですよ、住民監査請求というのは、やったから監査じゃないんです。こういうことが起こってはいけませんよという予防も住民監査請求の一つの目的の中に入っておるんです。

だから、今回の場合には、これは大いに予防をしておるわけです。そして、是正することで住民全体の利益を守ることを目的とした制度でありということは、これを余分に使うことによって、普通だった1対1だと。それが1対1.28と鑑定士が言っておるものを使うということになれば、これは余分な不当な金というか、そういう支出になると予想されるものについて、住民全体の利益を守ることを目的とした制度なんです。ただ監査請求者が得をすることか損をすることじゃないんです。弥富市民全体がこのことによって利益をこうむるわけですね、余分な金を使わなきゃ。そういうことを目的とした制度なんです。ですから、住民監査請求というのは、非常に幅の広い内容があるんです。ですから、私は今回出たのは、中身の精査はほとんどないわけですね。中身は、ことし使わないことは明らかであるから、これは却下しますと、こういう形ですね。242条に該当しないと、だから却下しますと、こういうことですね。果たしてこんなことでいいかどうかということです。これは、私は非常に問題があると思うんです。

そういう点で私は、今、危機的な状態にあるということを申し上げたのはどういうことかと申しますと、要するに、監査できちっと監査請求を出した、地方自治法、地方財政法の趣旨に基づいて違法じゃないかと、こういうことで指摘しておるわけです。だから、それが中身の審査もなく、ただ、手続上の問題だけで却下されたということになると、住民監査請求制度が生かされておるかどうかということになるわけです。これは生かされていないと請求人が判断をしますと、これは9月13日に監査委員会が却下されたことから、30日以内の10月12日までに住民訴訟を起こす準備が今進められておるわけです。

ですから、私は、そんなような住民訴訟事件になった場合に、これは監査も妥当だと。監査盛況に向けても正当であります。市側も正当でありますということであると、これは住民訴訟になるんです。目の前にわかっておるんです。

ですから、本当に市庁舎の建てかえが必要だということならば、そういうような訴訟になって、どんどんおくれるようなことになったらいけませんよ。ですから、もう一度きちっとその点を踏まえて中身も審査していただくとか、あるいは市側もこういうものについて監査請求が出たということは、これは何も間違っておらんものだったら監査請求は出ません。これはおかしいということから出ておるんですから、そういうのを双方が、あるいはまた議会もそうなんです。議会も市側の説明を受けて議決しておるわけです。そうすると、今度は法廷の争いになるわけです。そんなことになるとどんどんおくれていくんだから、もう一度私は謙虚な気持ちでこの監査請求を真摯に受けとめて、議会としても、この補正予算の妥当性等を検討する必要があると私は考えておるんです。

その前提としては、きょう私が緊急質問をしたというのは、そういう日程的な問題が迫られておるんです。ですから、ここで監査委員会及び執行機関等の対応を見きわめた上で請求



者には判断をしてもらいたいと、こういう考え方を持っておるんです。これが庁舎建設を進める上で前提条件になっているということです。これはもうだめだと。監査請求も却下された。市側も全く反省の余地がないと。こういうことでどんどん行くなれば、これはもう訴訟なんですよ。目の前にわかっておるんですよ。

だから、私はきょう緊急質問でそういうことを考えた対応が、監査委員会にも、それから市側にも必要でないかと。それをきちっと議会としても対応することが必要でないかと、こういう意味で私は質問しておるんです。だから、もう一度住民訴訟に発展することのないように、住民監査請求を真摯に受けとめて検討していただくことはできないものかと。

私たちは、前にも申し上げたように、監査委員の方々は、議会で私たち同意しておるんです。尊敬しておるんです。ですから、今の理屈のこね合いじゃなくて、やっぱり真摯に受けとめて、今の調査の内容を再度検討していただくことはできませんでしょうか。

議長（佐藤高清君） 片岡代表監査委員。

代表監査委員（片岡 明君） 佐藤議員がおっしゃるとおり、広く監査意見を述べるということがもし許されるなら、そういうことになるんだろうと思いますけれども、ただ、住民監査請求に関しては、やはり支出、もしくはその可能性が高いということでない、それに対する意見を我々が述べるわけですけど、されそうにもないものに対して、手続的にこうだあだということ監査委員が述べるということは通常あり得ないわけです。

先ほどから、予算に執行もされないような予算を組んでどうのこうのということがありますけれども、まず議会でそういうような予算が果たして通るといいかどうかということが多分議論されるはずだと思うんですね。法的にどうだという話が出ていますけど。

私どもは、お金が出ていかなければ、それを追及するというか、考慮して意見を述べるということはないわけです。だから、今回のように初めから出ませんよということが、一応手続的には全部調べました。聞きましたし、それで、いつどういう形でお金が出て、どういう損害をこうむるかということを経験した上で意見を書くわけですね。ところが、お金が出ない。今、住民訴訟が起きるとかなんとかと言われてはいますが、私にとっては、今の段階で住民訴訟というのはどういう形で起きるのかなということをちょっと考えているんですけど、例えばお金は出ていませんよね。誰が損害をこうむって、誰に訴えて、将来どうなるかというようなことまで考えた住民訴訟になると思うんですけど、今お金は出ていませんので、誰が一体損害するんですか、今の段階で。だから、そのことについては別に私は答弁する必要はない人間ですから、住民訴訟が起きるとことは十分考慮しています。そういうことを考えた上で、我々が意見として述べなきゃいけないものは何かということを経験した結果、支出されないものであれば、もう却下するしかないねということで結論を得たわけです。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 今、私が何回も申し上げていますように、予算が執行されてから監査請求を出したのでは遅いんです。これは、名張でこの事実が出ておるんですね。予算を執行されてしまってからでは。だから、名張のようなことにならないように、今の監査請求の段階できちっと見直しをすることが大事じゃないかということなんです。だから、私は、監査請求を出していただいた方々は非常に正義感があると思っておるんです。普通だったら、やってから監査請求を出して、そして損害賠償を訴えるとか。そういうことじゃないんですよ、これは。それが監査請求を出された、監査請求の趣旨に沿った予防ということですね。このことについてはどうでしょうか。

議長（佐藤高次君） 片岡代表監査委員。

代表監査委員（片岡 明君） 予防ということで、現在出されている住民監査請求というのは、平成25年度に支出されるということが前提になっているはずなんですね。ですから、将来もし支出されるということであれば、そのときに例えば予算を計上されたときにまた住民監査請求を出されて、さらに調べてくれということであれば、そういうときは当然そうなるわけですけど、少なくとも平成25年度の予算には執行されない。そこで、執行されないものに我々が意見を述べるということはありませんということなんです。これは水かけ論になっちゃって申しわけないんですけど、もし執行が確実、例えば相当な確実さを持って可能だとか、行われるということであれば、当然我々はそれに対して意見を述べなきゃなりませんけれども、それもないということですので、法的にはこれ以上の意見を書くということはありませんということなんです。

議長（佐藤高次君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） だから私が最初に聞いたんです。最初に尋ねたのは、自治体の予算は単年度の予算編成が原則なんです。決算も同様ですね。ですから、最初から本年度は支出しないような予算を組んだということ、議決をしたということ。この点はどうかと聞いて私は初めに聞いたんです。これは大変重要な問題なんです。これは地方財政法の中で明らかになっています。

そうすると、初めからこの金は、予算は組んだけれども、ただ認可をとるためのものだと。だから、これはことしは使わんから監査の対象になりませんと。これだったら、今の予算を組む必要はないんです。ただ、予算を組んだということは、県のほうでも、今私が申し上げましたように、認可をとるための予算ではなくて、この予算で25年度に土地を買うという前提で予算が組まれておるという見解を県も持っておるわけなんです。今は土地は買ってないけれども、この金で土地を買収するんだと。県が、もしこれは組んだけれども、ことしは買いませんと。来年度に使うやつですと言ったら、県から恐らく認可は出ませんよ。そういうところをもうちょっと厳しくチェックせないかんと思うんです。

だから、これがどうしてもそういうことで、私が今申し上げておることが意見の相違というか、もう一度きちっと見直していただくということができんようならこれは仕方がないから、住民の監査請求を出された方々にお任せするより方法はないんです。そうすると、法廷でこの問題について議論してもらうことになるわけですね。そうしたら、ますますこれ、おくれていっちゃうんですよ。だから、そういう点を私は心配して、きょう緊急に質問を申し上げたわけです。

だから、その点を考えて、今の監査請求の中身がそんなことはないということだけれども、中身に書いてあるのは、地方自治法、地方財政法で、最少の経費で最大の効果を上げるために、こんな1対1.28は過剰だと、こういうようなところがこの監査請求の出発点なんですから、この点は十分御理解をいただかないと、私は監査請求を出した意味がないと思うんです。どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 片岡代表監査委員。

代表監査委員（片岡 明君） 佐藤議員が、私に予算の提案とか、そういうことまで踏み込めということはどうも期待してみえるんですが、監査委員というのは、基本的に支出されるお金に対して、その手続上どうなっているかということをチェックするのが役目でありまして、こういう予算が計上されたというのはけしからんとか、そんなことを言える立場に我々はないわけです。ですから、何度も申しますように、支出がされないようなことについては損害が起きてこないわけですので、それに対して住民監査請求のところで意見を述べるということはないわけです。だから、それ以上のことを、例えば今言った議会で行われておる議員さんの中身まで突っ込んであだこうだというような権限が私どもにあるとは私は今現在は考えておりません。ですから、支出されない限りは、我々の役目としては出番がないということだと思っています。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） これは、監査委員さんの見解と私どもの見解との相違でありますので、そういうことであればこれはやむを得ませんから、やっぱり監査請求を出された方々の今後の対応にお任せするより方法はないと思います。

さてそこで、市側も一遍その点について、今監査委員さんはこういう見解を持っておられるんだが、市側はどういうような対応をするつもりか、監査委員さんがこう言ったんだから、我々のやつは妥当だということで押し切る考えかどうか、その点だけ最後に聞いておきます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

地方自治法の規定によりまして、住民監査請求の請求人は、いわゆる監査委員の監査の結果について不服というような状況で御理解をいただければ、次の段階へ進まれるだろうとい

うことは容易に想像をしておるところでございます。

しかしながら、先ほども監査委員の方に答弁をしていただいておりますけれども、今の内容につきまして、いわゆる請求人がどのように理解をしていただき、そして例えば住民訴訟というような状況の中において、その内容をどのように織り込まれたのかにつきましては、私は一定の予測はできますけれども、その内容についてはまだこれからのご事情でございますので、答弁するところではないわけでございます。しかしながら、きょうも議運のほうでお話をさせていただきましたけれども、いわゆる訴訟というような状況については、これは避けていかなきゃならない。市としても、やはり努力をこれからしていかなきゃならないというふうには思っております。

そうした形において、今現在では、議員の皆様方に物件移転補償費、あるいは土地購入費につきましては、この補正予算の中でお示しをさせていただいておりますけれども、やはりいろんな形で、まだ我々としても努力をしていかなきゃならない。あるいは地主さんとの交渉も継続していかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

そうした形の中で、先ほど一体的な土地の評価ということについても少しお話がされたわけでございますが、そういったことも視野に入れながら、もう一度交換というような条件も踏まえて、これからは考えていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、控訴というような状況になりますと、やはり控訴合戦という形のものでなってしまうので、我々は議員の皆さんも一緒だと思いますけれども、一番の上位目的は、庁舎を建設する、市民の皆様様の安心・安全を担保する、あるいは災害等における司令塔としてのしっかりとした役割を果たすという新しい庁舎、これについての方向性については一致するところだと思っております。そういう状況の中で、再度我々も努力をしながら、議員の皆様のお力添えをいただいで努力していくことをお話しさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 庁舎の建てかえの必要性ということについては、市長はいつもそれを言われるけれども、そんなことはわかっておるから、みんな理解しておる。監査請求を出された人でもみんなそれは理解しておるけれども、この用地交渉の条件というのが問題だということなんですね。だから、その点についてしっかりと考えないと、ただ、今の住民の生命・財産を守るために庁舎が必要だから、そんなことを何回も言っておったって、これは前へ進みませんよ。だから、その点のことはもうわかり切っておるの、何回でも私は言っておるんだ。

だから、そんなことを今議論しておることではありませんので、今の補正予算で組まれた

補償条件は、今年度は使わないといったって、これが基本になって交渉は行われてきておるわけですね。合意されたからこの条件が出たんですよ。これは初めから言っておるでしょう。地主さんにこういうことで了解をいただいたから予算を組んだとか、これは初めから言っておるでしょう。だから、私はそのことが、じゃあそのときにこうやってやったけれども、今度売買契約なり補償契約をするときに、違ったようなことでおさめられるかどうかというのは大問題になります。これは市側は不履行だということになります。そういうことになりますので、私は、監査委員さんのほうは今言うことで却下されたんですから、これはやむを得んから、あとは監査請求を出された人の判断を仰ぐより仕方がないと思っております。

しかし、私は本当に必要だから建てかえをやりたいということであるならば、もう一度原点に戻って、しっかりと市民の皆さん方に説明をする必要があると思うんです。あるいはまた、請求を出された人たちにきちっとした理解をしていただく努力をすることが必要だと私は思っています。

だから、私が前から何回も言っておるんだけど、要するに市民の皆さんに理解をしていただけるような説明、そういうことをきちっとやらずにどんどん来たところにこの問題があるんです。その点だけつけ加えておきます。あとは、市長がどのように判断されるか。これは請求者にお任せをしたいと思っております。

以上で終わります。

議長（佐藤高清君） 以上で緊急質問を終わります。

~~~~~

日程第26 閉会中の継続審査について

議長（佐藤高清君） 日程第26、閉会中の継続審査について議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成25年第3回弥富市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

午後5時45分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 横 井 昌 明

同 議員 堀 岡 敏 喜